



各 位

会 社 名 スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社

代表者名 代表取締役最高経営責任者(CEO) 関根 純

(JASDAQ・コード 2712)

問合せ先 執行役員 戦略・ファイナンス・サプライチェーン担当 北川 徹

(TEL 03-5745-5577)

Solar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成26年9月24日開催の取締役会において、スターバックス・コーポレーションの間接的な完全子会社であるSolar Japan Holdings 合同会社(以下、「公開買付者」といいます。)による当社株券等に対する公開買付け(平成26年9月26日を公開買付けの買付け等の期間の初日とするもの。以下、「第一回公開買付け」又は「本公開買付け」といいます。)について賛同の意見を表明すること、第一回公開買付けに係る当社普通株式の買付け等の価格(以下、「買付価格」といいます。)の妥当性については意見を留保し、当社普通株式を保有する株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様の判断に委ねること、第一回公開買付けに係る本新株予約権(下記2.(1)にて定義します。)の買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様への判断に委ねること、さらに、公開買付者によれば、第一回公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに第一回公開買付けの買付価格よりも高い価格を買付価格とする公開買付け(以下、「第二回公開買付け」といいます。)と合わせて「本件両公開買付け」といいます。)を実施する予定であることから、当社取締役会は現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社普通株式を保有する株主の皆様に対しては第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様への判断に委ねる旨の意見を表明すべきであるとする旨を決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、当該意見の表明に係る当社の取締役会決議は、本件両公開買付け及びその後の一連の手続によりスターバックス・コーポレーションが当社を完全子会社化することを企図していること、並びに当社普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	Solar Japan Holdings 合同会社
(2) 所 在 地	東京都港区西麻布二丁目 24 番 22-202 号
(3) 代表者の役職・氏名	業務執行社員エスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル職務執行者トロイ・マシュー・アルステッド
(4) 事 業 内 容	当社の株券等を取得及び所有・管理することを事業の内容としております。
(5) 資 本 金	10 千円
(6) 設 立 年 月 日	平成 26 年 9 月 5 日
(7) 大株主及び持株比率	エスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル 100%
(8) 当社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	当該会社の完全親会社であるエスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル(以下、「エスシーアイ・ベンチャーズ」といいます。)は、当社の発行済株式総数の 39.52%(当社普通株式 57,000,000 株)を保有する筆頭株主です。
人 的 関 係	当該会社の業務執行社員エスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エルの職務執行者1名が当社の取締役に就任しております。また、当該会社の完全親会社であるスターバックス・コーポレーション及びスターバックス・コーヒー・インターナショナル・インク(以下、「スターバックス・コーヒー・インターナショナル」といいます。))

	す。)の役職員2名が当社の取締役役に就任し、1名が監査役に就任しております。
取 引 関 係	当社は、当該会社の完全親会社であるスターバックス・コーヒー・インターナショナルより、日本国内におきましてスターバックス コーヒー ストアを開発・運営する独占的権利を付与されており、当該会社の完全親会社であるエスピーアイ・ネバダ・インク(以下、「エスピーアイ」といいます。)よりスターバックス コーヒー ストアにおける商標、意匠、マーク、技術及びノウハウの使用許諾を、また、当該会社の完全親会社であるスターバックス・コーポレーションよりコーヒー豆等の商品の供給を受けております。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当該会社は、当社の主要株主の子会社であるため、当社の関連当事者に該当します。

2. 買付け等の価格

(1) 第一回公開買付けにおける買付け等の価格

普通株式1株につき、金 965 円

平成 17 年6月 24 日開催の当社定時株主総会及び同日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された第4回新株予約権(以下、「本新株予約権」といいます。)1個につき、金 65,850 円

(2) 第二回公開買付けにおける買付け等の価格(予定)

普通株式1株につき、金 1,465 円

本新株予約権1個につき、金 115,850 円

3. 本件両公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本件両公開買付けに関する意見の内容

当社取締役会は、下記「(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、平成26年9月24日、決議に参加した取締役の全員一致により、当社の発行済普通株式の全てを取得することを目的とする一連の取引(以下、「本取引」といいます。)の一環として行われる第一回公開買付けに賛同の意見を表明すること、第一回公開買付けに係る当社普通株式の買付価格の妥当性については意見を留保し、当社普通株式を保有する株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねること、第一回公開買付けに係る本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を決議いたしました。さらに、公開買付者によれば、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに第二回公開買付けを実施する予定であるとのことであることから、当社は現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社普通株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明するべきと考える旨を決議いたしました。

第一回公開買付けの内容の詳細につきましては、末尾の添付資料「スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社株券等(証券コード2712)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由

本件両公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本件両公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、エスピーアイ・ベンチャーズが、当社普通株式及び本新株予約権を取得する目的で平成 26 年9月5日に設立した会社で、本書提出日現在、エスピーアイ・ベンチャーズが持分の全てを所有しているとのことです。エスピーアイ・ベンチャーズは、スターバックス・コーポレーションの完全子会社である

スターバックス・コーヒー・インターナショナルが持分の全てを所有する会社であるとのことです。本書提出日現在、エスシーアイ・ベンチャーズは当社普通株式 57,000,000 株(株式所有割合(注)39.52%)を所有しており(当該所有に係る株式を、以下、「スターバックス所有株式」といいます。)、当社の筆頭株主です。

(注)株式所有割合とは、当社が平成 26 年 8 月 8 日に提出した第 20 期第 1 四半期報告書に記載された平成 26 年 7 月 31 日現在の発行済株式総数 144,220,600 株に占める割合(小数点以下第三位は四捨五入)をいいます。

本書提出日現在、株式会社サザビリーグ(以下、「サザビリーグ」といいます。))も当社普通株式 57,000,000 株(株式所有割合 39.52%)を所有する(当該所有に係る株式を、以下、「サザビリーグ所有株式」といいます。))当社の筆頭株主です。サザビリーグは、サザビリーグ所有株式をスターバックス・コーポレーションに売却し、当社の事業から撤退する意向を表明しているとのことです。また、公開買付者は、後述のとおり、サザビリーグ所有株式を取得することに加えて、スターバックス所有株式以外の全ての当社普通株式及び本新株予約権を一連の本取引によって取得することを決定しているとのことです。公開買付者は、本取引の第一段階として、サザビリーグ所有株式を取得するため、第一回公開買付けを実施するとのことです。平成 26 年 9 月 24 日、サザビリーグは、公開買付者との間で、サザビリーグ所有株式を第一回公開買付けに応募することに合意しているとのことです。なお、この合意の詳細は、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

第一回公開買付けにおいては、買付予定数の下限をサザビリーグ所有株式と同数の 57,000,000 株(以下、「本下限」といいます。))と設定しているとのことです。第一回公開買付けの応募株券等の総数が本下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。第一回公開買付けの応募株券等の総数が本下限以上となった場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

公開買付者は、本取引の第二段階として、第一回公開買付けが成立して決済が完了してから速やかに、第二回公開買付けを開始するとのことです。第二回公開買付けは、公開買付者が第一回公開買付けで取得する当社普通株式及び本新株予約権並びにスターバックス所有株式を除く当社普通株式並びに本新株予約権の全てを対象とするとのことです。第二回公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格(以下、「第二回公開買付価格」といいます。))は、第一回公開買付けにおける当社普通株式の買付け等の価格(以下、「第一回公開買付価格」といいます。))965 円に比べて 500 円(51.8%(小数点以下第二位を四捨五入、以下第一回公開買付価格と第二回公開買付価格の比較において同じです。))高い 1,465 円を予定しているとのことです。なお、第二回公開買付価格の詳細は、下記「第二回公開買付けに関する事項」をご参照ください。本件両公開買付けは一体の取引であり、当社の株主及び新株予約権者の皆様には、第一回公開買付けに続けて第二回公開買付けが実施されるとの前提のもと、いずれかの公開買付けに応募するか、いずれの公開買付けにも応募しないかをご判断いただくことになるとのことです。第二回公開買付けに下限を設定しますと第二回公開買付けが成立するかが不確定となるため、当社の株主及び新株予約権者の皆様のご判断を容易にする観点から、第二回公開買付けには下限を設定していないとのことです。

公開買付者が、本件両公開買付けで当社普通株式の全て(スターバックス所有株式を除きます。))を取得できなかったときは、公開買付者は当社に対し、株主の皆様当社普通株式と引き換えに現金を交付し、当社をスターバックス・コーポレーションの完全子会社とする手続(以下、「本完全子会社化手続」といいます。))を実施することを要請する予定であるとのことです。なお、本完全子会社化手続の詳細は、下記「(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景及び公開買付け後の経営方針

当社は、公開買付者より、公開買付けの実施を決定するに至った背景及び公開買付け後の経営方針

につき、以下の説明を受けております。

スターバックス・コーポレーションは、スターバックス・コーヒー・インターナショナルの直接の完全親会社であり、公開買付者の最終の完全親会社であるとのことです。スターバックス・コーポレーションは、世界63か国で事業を展開する世界有数のスペシャルティコーヒーの製造・販売業者であるとのことです。同社は、1985年(昭和60年)に設立され、米国ナスダック・グローバル・セレクト市場に株式を上場しているとのことです。スターバックス・コーポレーションは、高品質のコーヒーを調達・焙煎し、淹れたてのコーヒーや紅茶、その他の飲料及び様々な新鮮な食品と共に、自社で運営する店舗で販売しているとのことです。また、スターバックス・コーポレーションは、ライセンス店舗、食料品店、バー、クラブ、全米展開のフードサービス等のチャンネルを通じて、各種コーヒーや紅茶を販売し、商標をライセンスしているとのことです。同社のポートフォリオは、旗艦ブランドであるスターバックス・ブランドに加えて、Teavana、Tazo、Seattle's Best Coffee、Starbucks VIA、スターバックス リフレッシューズ、Evolution Fresh、La Boulange 及び Verismo の各ブランド名において提供される商品とサービスにより構成されているとのことです。スターバックス・コーポレーションは、「スターバックス」を、世界で最も認知され尊敬されるブランドの一つとして維持していくことを目標としているとのことです。この目標を達成するために、同社は継続して店舗のグローバル展開を実施しているとのことです。さらに、スターバックス・コーポレーションは、従来の店舗モデルにおいて得た経験を活用して、様々な形態の新しいコーヒーや新商品を、新しい分野で、かつ広範なチャンネルを通じて、お客様に提供しているとのことです。スターバックス・コーポレーションが、コーヒーやスターバックス・コーポレーショングループ(スターバックス・コーポレーション及びその子会社からなる企業グループをいいます。以下同じです。)が事業を行う地域社会を通じてグローバルに社会的責任を果たすという戦略とコミットメント、及びスターバックス・コーポレーションが「従業員に選ばれる企業」になるための取組みも、スターバックス・コーポレーションの事業戦略の重要な要素となっているとのことです。

当社は、スターバックス・コーヒー・インターナショナル及びサザビリーグの合併会社として平成7年10月に設立され、日本でスターバックス コーヒー ストアを展開しております。平成13年10月に大阪証券取引所ナスダック・ジャパン(現東京証券取引所)ASDAQ(スタンダード)市場に株式を上場しました。

当社は、スターバックス・コーポレーショングループから一連の契約(以下、「本ライセンス契約」といいます。)に基づく包括的なライセンスを受けて事業を行っています。具体的には、当社は、スターバックス・コーヒー・インターナショナルより、日本国内におきましてスターバックス コーヒー ストアを開発・運営する独占的権利を付与されており、スターバックス・コーヒー・インターナショナルの完全子会社であるエスピーアイよりスターバックス コーヒー ストアにおける商標、意匠、マーク、技術及びノウハウの使用許諾を、また、スターバックス・コーポレーションよりコーヒー豆や他のスペシャルティ商品の供給を受けております。当社の有価証券報告書で開示されているとおり、本ライセンス契約は平成33年3月31日に終了し、契約期間終了時の自動更新の定めはありません。

スターバックス コーヒー ストアの重要なコンセプトは、「サードプレイス(お客様の職場と家庭との間にあって、いつでも安心してくつろげる第三の場所)」を提供することです。当社は、このコンセプトのもと、美味しく香るコーヒーと共にくつろぎの時間を過ごす独自の文化を広め、今では日本全国で1,000を超える店舗を展開するに至っております。また、最近では、お客様の多様なライフスタイルに合わせた新しい商品やサービスを提供しております。パソコンやスマートフォンでスターバックスの家庭用コーヒー商品等をお買い求めいただける「Starbucks Online Store」の展開がその一例です。こういった市場開拓の努力によって、スターバックス・ブランドは、日本のお客様に広く浸透していきました。

他方で、当社は、コーヒーショップチェーンから多様な販売チャンネルを有する小売業者まで、様々な競合他社との競争にさらされています。当社が、この厳しい競争に生き残り、成長を続けるには、革新的に事業を拡大していくことが必要となっています。

スターバックス・コーポレーション及びサザビーリーグは、度重なる協議を経て、平成 26 年 7 月下旬、当社の継続的な成長と革新を達成するには、スターバックス・コーポレーションの単独の傘下で当社を経営するという可能性を追求することが最善である、という考えで一致するに至ったとのことです。競争の厳しい日本のマーケットを勝ち抜き、事業を一層拡大するためには、お客様の多様なニーズに迅速に応え、お客様を魅了し続けていくことが重要な鍵となるとのことです。この目標を達成するには、スターバックス・コーポレーションと当社が、個々に独立した公開企業であり続けるのではなく、完全に一体となって事業を展開することが非常に重要となるとのことです。

かかる考えのもと、スターバックス・コーポレーションは、当社を完全子会社化する検討を進めたとのことです。スターバックス・コーポレーションは、当社が同社の完全子会社にならない限り、本ライセンス契約を平成 33 年 3 月 31 日の期間満了をもって終了させ更新しないことを前提としているとのことです。本ライセンス契約においては、契約終了に伴い、スターバックス・コーヒー・インターナショナルが当社の店舗の資産を公正な時価で取得することができる旨が定められており、これを行えば、単純な手法により独占的なライセンスを解消することが可能です。しかしながら、スターバックス・コーポレーションは、以下の理由により、二段階公開買付けのストラクチャーを提案することを決めたとのことです。

- (i) 仮にスターバックス・コーヒー・インターナショナルが当社の店舗の資産を取得する場合、当社の全ての株主が持株比率に応じて 1 株当たり同額の対価を受け取ることとなるとのことです。これに対して、スターバックス・コーポレーションが提案する本取引によれば、サザビーリーグ以外の株主の皆様が受け取る 1 株当たりの対価が、サザビーリーグが受け取る 1 株当たりの対価より相当高い金額となるとのことです。なお、最終的に決まったサザビーリーグ以外の株主の皆様が受け取る 1 株当たりの対価(第二回公開買付価格)は、サザビーリーグが受け取る 1 株当たりの対価(第一回公開買付価格)より 500 円(51.8%)高い価格となっております。
- (ii) 仮にスターバックス・コーヒー・インターナショナルが当社の店舗の資産を取得する場合、当社の譲渡益に課税されるため、最終的に当社株主の皆様が受け取る対価が減ってしまうことになるとのことです。

スターバックス・コーポレーションは、平成 26 年 8 月上旬に、当社の代表取締役最高経営責任者である関根純氏に対して、当社を完全子会社とする可能性について非公式な打診を行った後、平成 26 年 8 月 15 日、同氏に対して、二段階公開買付けを用いて当社を完全子会社とする提案を正式に行いました。この提案を受けて、両社は、それぞれの財務アドバイザー及び法務アドバイザーを交えて、複数回にわたり交渉を行いました。

なお、スターバックス・コーポレーションは、財務アドバイザーとしてゴールドマン・サックス証券株式会社(以下、「ゴールドマン・サックス」といいます。)、法務アドバイザーとしてレイサムアンドワトキンス外国法共同事業法律事務所(以下、「レイサムアンドワトキンス」といいます。)を起用しており、当社は、財務アドバイザーとして株式会社 KPMG FAS(以下、「KPMG FAS」といいます。)、法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所(以下、「NO&T」といいます。)を起用しております。また、当社取締役会は、平成 26 年 8 月 26 日、第三者委員会を設置いたしました。なお、第三者委員会の詳細は、下記「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 第三者委員会の設置及び意見の入手」をご参照ください。

当社の取締役 2 名(角田雄二氏及び森正督氏)及び監査役 1 名(吉村秀實氏)はサザビーリーグ出身者であり、また、他の監査役 1 名(榎本幸雄氏)はサザビーリーグの顧問を務めております。下記「4. 公開買付け者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」で説明するとおり、サザビーリーグは、第一回公開買付けが成立した場合、その決済の開始日をもって角田雄二氏、森正督氏、榎本幸雄氏が当社の取締役又は監査役から辞任すること、及び当該決済の開始日後

最初の株主総会終結のときをもって吉村秀實氏が当社の監査役から辞任することに合意しているとのことです。スターバックス・コーポレーションは、当社が完全子会社となった後も、これらの役員の辞任を除き、基本的に現経営陣及び従業員に当社の事業運営にあたっていただくことを考えているとのことです。

第一回公開買付価格の決定

当社は、公開買付者より、第一回公開買付価格の決定につき、以下の説明を受けております。

平成26年7月下旬以降、スターバックス・コーポレーションはサザビーリーグとの間で独立当事者間の交渉を行い、サザビーリーグは、その所有する当社普通株式57,000,000株を1株965円で売却することに、平成26年9月24日付けで合意したとのことです(当該合意に基づき、平成26年9月24日付けで、下記「4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」に記載される本公開買付契約が締結されています。)。そこで、公開買付者は第一回公開買付価格を1株当たり965円としたとのことです。第一回公開買付けでは、サザビーリーグのみが応募することが想定されているとのことです。

第一回公開買付価格である1株当たり965円は、公開買付者による第一回公開買付けの公表日の前営業日である平成26年9月22日(以下、「本基準日」といいます。))の東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)(以下、「ジャスダック」といいます。))における当社普通株式の終値1,399円に対して31.0%(小数点以下第二位を四捨五入、以下プレミアム率及びディスカウント率の数値において同じです。)、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値1,313円(小数点以下切捨て、以下、終値平均値の計算において同じです。))に対して26.5%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値1,227円に対して21.4%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値1,171円に対して17.6%のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

本新株予約権に関しては、本新株予約権における当社普通株式1株当たりの行使価額(306.50円)は第一回公開買付価格を下回っています。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付価格を、第一回公開買付価格である965円と本新株予約権の当社普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である65,850円と決定したとのことです。

本新株予約権は、当社の従業員に発行されたものです。本新株予約権は、平成25年10月1日付けの1株を100株とする株式分割により、100株単位で行使されます。本新株予約権の譲渡は禁止されているため、本新株予約権を譲渡するには、譲渡可能となるよう新株予約権割当契約書を変更することについて、当社から承認を得る必要があります。本新株予約権を譲渡可能とする旨契約書を変更した場合には、本新株予約権の税務上の取扱いが変更されます。当社は、新株予約権者が第一回公開買付けに応募するために新株予約権割当契約書の変更を要請する場合には、当該変更を承認する予定です。

第二回公開買付けに関する事項

当社は、公開買付者より、第二回公開買付けに関する事項につき、以下の説明を受けております。

(a) 第二回公開買付けの概要

上記「本件両公開買付けの概要」において述べたとおり、第一回公開買付けが成立した場合、公開買付者は、当社普通株式の全て(公開買付者が所有する株式及びスターバックス所有株式を除きます。)を取得することを目的として、第二回公開買付けを実施する予定であるとのことです。なお、第二回公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定いたしませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

第二回公開買付けの買付け等の期間(以下、「第二回公開買付期間」といいます。))は平成26年11月10日から平成26年12月22日(30営業日)とする予定であるとのことです。但し、公開買付者は、第一回公開買付けの買付け等の期間(以下、「第一回公開買付期間」又は単に「公開買付期間」といいます。))のやむを得ない延長その他これに準ずるやむを得ない事由が生じた場合には、第二回公開買付けの開始の延期及び第二回公開買付期間の変更(但し、第二回公開買付期間は30営業日を下回らないものとします。)を

行う可能性があるとのことです。この場合、公開買付者は、実務的に可能な範囲で、第二回公開買付けを速やかに開始する予定であるとのことです。

なお、第一回公開買付けが成立しなかった場合には、第二回公開買付けは実施されないとのことです。

第二回公開買付けは、サザビーリーグ以外の当社株主の皆様へ、第一回公開買付価格 965 円よりも 500 円 (51.8%) 高く、また市場価格にプレミアムが付された価格で、当社普通株式を売却する機会を提供するものとのことです。公開買付者は、第二回公開買付けによって、残りの当社普通株式の全て (公開買付者が所有する株式及びスターボックス所有株式を除きます。) を取得することを目的としているとのことです。

(b) 第一回公開買付価格及び第二回公開買付価格が異なる理由

公開買付者は、スターボックス所有株式を除く当社普通株式の全てを取得することを企図しているとのことです。スターボックス・コーポレーションは、サザビーリーグとの間で、サザビーリーグ所有株式を取得することについて交渉し、1株当たり 965 円の第一回公開買付価格にて取得することで合意に達したとのことです。並行して、スターボックス・コーポレーションは、他の株主の皆様へ市場価格にプレミアムを乗せた価格での売却機会を提供することを目的として、当社との間で、これらの株主の皆様が所有する株式を、第一回公開買付価格よりも相当高い価格にて取得することについて交渉しました。第一回公開買付価格及び第二回公開買付価格が異なるのは、このように、スターボックス・コーポレーションが別の相手方との間で異なる目的をもって行った交渉を経て決められた価格であること、及びサザビーリーグが受け取る1株当たりの対価が他の株主の皆様のもよりも低くなることを同社が了解したことによるものとのことです。

(c) 二段階公開買付けを実施する理由

金融商品取引法上、公開買付者は、サザビーリーグ及び他の株主の皆様から当社普通株式を取得する場合は公開買付けを実施する必要があるとのことです。一つの公開買付けにおいて同一種類の株式に対して異なる買付け等の価格を設定することや、異なる買付け等の価格での公開買付けを同時に実施することは、許容されていないとのことです。そのため、公開買付者は、二段階で、サザビーリーグ所有株式を第二回公開買付価格より低い価格にて取得することを目的とする第一回公開買付けに続けて、残りの株式を他の株主の皆様から第一回公開買付価格より高い価格にて取得することを目的とする第二回公開買付けを実施することとしたとのことです。

(d) 第二回公開買付価格の決定

公開買付者及びスターボックス・コーポレーションによる第二回公開買付価格の決定に際して、スターボックス・コーポレーションは、ゴールドマン・サックスに対して、財務アドバイザーとしての助言を依頼し、また、レイサムアンドワトキンスを法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ているとのことです。これらの助言を踏まえて、スターボックス・コーポレーションは、慎重に議論・検討を重ねていったとのことです。

スターボックス・コーポレーションは、同社が、スターボックス・コーヒー・インターナショナル及びエスシーアイ・ベンチャーズを通して、全ての議決権を保有する公開買付者を通して、第二回公開買付け及び本完全子会社化手続を実施し、スターボックス・コーポレーションは本完全子会社化手続後に当社の議決権の全てを保有することとなるとのことです。そのため、スターボックス・コーポレーションは、第二回公開買付価格を決定するにあたり、スターボックス・コーポレーション、スターボックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、当社、サザビーリーグ及び公開買付者から独立した財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに、当社の株式価値の財務分析を依頼し、ゴールドマン・サックスが作成した平成26年9月23日付の株式価値算定書(以下、「GS算定書」といいます。)をゴールドマン・サックスより受領しているとのことです。なお、本新株予約権の買付け等の価格はGS算定書の対象には含まれていないとのことです。平成26年9月24日時点での第二回公開買付価格である当社普通株式1株当たり金1,465円は、GS算定書に記載されたゴールドマン・サックスが平成26年9月22日時点で行った当社の株式価値の財務分析を参考にしつつ、平成26年9月22日時点での当社普通株式の市場株価動向、当社による第二回公開買付けへの賛同の可否、及び第二回公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券の公開買

付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また、スターバックス・コーポレーション及び当社との協議や交渉を踏まえたうえ、決定されたものとのことです。

スターバックス・コーポレーションは、まず、当社の経営陣がスターバックス・コーポレーションに提示した情報に基づき、当社に関する平成26年7月から平成43年9月にかかる事業計画及び財務予測(以下、「本件財務予測」といいます。)(ゴールドマン・サックスの使用についてスターバックス・コーポレーションの了承を得ているとのことです。)を作成するとともに、第二回公開買付けに関して企図されている取引の戦略的合理性の評価を行い、また、当社の経営陣との間で、当社の過去・現在に及ぶ事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行ったとのことです。

ゴールドマン・サックスは、上記のGS算定書を作成するにあたり、当社普通株式に対して、市場株価平均法、類似会社比較法、及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)による分析を含む、財務分析を行ったとのことです。類似会社比較法、及びDCF法は、スターバックス・コーポレーションが、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測、及び公開情報に基づいているとのことです。GS算定書は、スターバックス・コーポレーション取締役会が第二回公開買付価格を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のために作成されたとのことです。ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーション又はその取締役会に対し特定の買付価格について推奨しておらず、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることについても推奨していないとのことです。

なお、ゴールドマン・サックスは、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っていないとのことです。

平成26年9月23日にゴールドマン・サックスによってスターバックス・コーポレーション取締役会に対して提示された財務分析及びGS算定書には、以下の当社普通株式の1株当たりの価値の財務分析レンジが示されたとのことです。

1. 市場株価平均法: 1,171円 ~ 1,399円

公開情報に基づき行われた市場株価平均法では、平成26年9月22日を基準日(以下「GS基準日」といいます。)として、当社普通株式のGS基準日終値(1,399円)、直近1ヶ月間の終値平均値(1,313円)、直近3ヶ月間の終値平均値(1,227円)及び直近6ヶ月間の終値平均値(1,171円)に基づいているとのことです。

2. 類似会社比較法: 930円 ~ 1,666円

類似会社比較法では、ゴールドマン・サックスは、平成26年9月22日をGS基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために当社と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、直近の公開情報に基づいて計算される類似会社の平成26年度の予測PER倍率(以下、「PER倍率」といいます。)を検討したとのことです。ゴールドマン・サックスは、この検討に基づき、スターバックス・コーポレーションが、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測にPER倍率のレンジを適用して株式価値を算出しているとのことです。

3. DCF法: 856円 ~ 1,126円

DCF法では、スターバックス・コーポレーションが、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測に基づき分析しているとのことです。当社がGS基準日以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定のレンジにおける割引率により、現在価値に割り引いて株式価値を算出しているとのことです。DCF法に関連するターミナルバリューを算出するにあたり、スターバックス・コーポレーションの指示の下、ゴールドマン・サックスは、本ライセンス契約に基づき、本ライセンス契約満了時点においてスターバックス・コーポレーションが当社の資産を公正な市場価格にて取得する権利を行使することを前提としているとのことです。

ゴールドマン・サックスの財務分析及びGS算定書は必然的に、平成26年9月22日時点における経済状況、金融状況、市場の状況、その他の事情、及び当該日現在ゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その財務分析及びGS算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではないとのことです。

そのうえで、公開買付者及びスターバックス・コーポレーションは、ゴールドマン・サックスが平成26年9月22日時点で行った当社の株式価値の財務分析結果を参考にしつつ、平成26年9月22日時点での当社普

通株式の市場株価動向、当社による第二回公開買付けへの賛同の可否、及び第二回公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券の公開買付けの事例において公開買付け価格発表時点で想定されたプレミアムの事例等も踏まえ、総合的に勘案し、また、スターバックス・コーポレーション及び当社との協議や交渉を踏まえたうえ、平成26年9月24日、第二回公開買付け価格を普通株式1株当たり金1,465円とすることに決定し、平成26年9月24日付プレスリリースにおいてその旨公表したとのことです。

なお、ゴールドマン・サックスはスターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、当社、サザビリーグ及び公開買付け者の関連当事者には該当せず、第二回公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していないとのことです。また、公開買付け者は本公開買付け契約(下記4.にて定義します。)に基づき本新株予約権に係る公開買付けを行います。本新株予約権の買付け等の価格はゴールドマン・サックスが行った当社の株式価値の財務分析及びGS算定書の対象には含まれていないとのことです。

(注) GS算定書、並びに関連する財務分析については平成26年9月22日をGS基準日として、当社の株式価値の財務分析を行ったゴールドマン・サックスから受領している当該分析を行うにあたっての前提条件、検討された事項、及び検討上の制限に関する補足説明は以下のとおりであるとのことです。

ゴールドマン・サックスは考慮したいずれの要因又は財務分析についても、何ら特定の重点を置くものではないとのことです。これに関連して、ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーションの同意の下、本件財務予測が、2014年(平成26年)9月22日時点でのスターバックス・コーポレーションの経営陣の最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としたとのことです。なお、特に明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析及びGS算定書の作成において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、2014年(平成26年)9月22日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではないとのことです。

ゴールドマン・サックス及びその関連会社(以下、「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。))は、さまざまな個人及び法人顧客のために、アドバイザー・サービス、引受業務及び融資、プリンシパル・インベストメント、セールス及び売買、リサーチ、投資マネージメント、及びその他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しているとのことです。ゴールドマン・サックス・グループ並びにその従業員、及びそれらが運営する、又は独自及び第三者と同時投資する、又はその他の経済的利益を保有するファンド又はその他の事業体は、第三者、スターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、サザビリーグ、公開買付け者、当社及びそのいずれかの関連会社の株式、デリバティブ、銀行ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップ、及びその他の金融商品、若しくは本取引に関連するいずれかの通貨及び商品につき、常に買収、売却、ホールド、又は議決権行使及びロング又はショートのパポジションを持ちまた投資し、積極的に取引し又は取引をさせることがあり得るとのことです。ゴールドマン・サックスは、本取引に関しスターバックス・コーポレーションの財務アドバイザーを務め、本取引の交渉に一定の関与をしたとのことです。ゴールドマン・サックスは、本取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領することを想定している他(その報酬の主要な部分は第二回公開買付けの完了を条件としているとのことです。)、スターバックス・コーポレーションは、ゴールドマン・サックスに対して、ゴールドマン・サックスの一定の経費を支払い、ゴールドマン・サックス及びその関連会社の業務に関連して生じ得る一定の責任について補償することに同意しているとのことです。また、ゴールドマン・サックス・グループは、2013年(平成25年)12月に行われた公募による無担保社債(2016年(平成28年)12月償還及び2018年(平成30年)12月償還)の発行(総額7億5,000万米ドル)など、スターバックス・コーポレーション及びその関連会社に対して、随時ファイナンシャル・アドバイザー又は引受業務サービスを提供しており、それらに関してゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門は報酬を受領しており、また将来において受領する可能性があるとのことです。さらに、ゴールドマン・サックス・グループは、将来スターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、サザビリーグ、公開買付け者及び当社並びにそれらの関係会社に対してファイナンシャル・アドバイザー又は引受業務サービスを提供する可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があるとのことです。

ゴールドマン・サックスは、当該財務分析を行う、及びGS算定書を作成するにあたり、特に本公開買付け契約、本ライセンス契約、平成13年6月11日付けのサザビリーグ及びスターバックス・コーヒー・インターナショナル間の株主間契約、当社の平成26年3月31日に終了した事業年度に至る過去3事業年度の有価証券報告書、当社の平成26年6月30日に終了した四半期にかかる第1四半期報告書、その他の当社による株主に対する又は一般に開示した一定のコミュニケーションの記録、スターバックス・コーポレーションが、ゴールドマン・サックスが使用するこ

とについて了承した本件財務予測について検討したとのことです。また、ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーション及び当社の経営陣から当社の過去及び現在の事業、財務状況及び将来の見通しへの評価について話を聞いたほか、スターバックス・コーポレーションの経営陣から本取引の戦略的意義、及び潜在的利益について話を聞いたとのことです。上記に加え、ゴールドマン・サックスは、当社株式の市場価格及び取引状況を検討し、当社の財務及び株式市場に係る一定の情報を、一定の他の公開会社の類似した情報と比較し、またゴールドマン・サックスが適切と思料したその他の調査と分析を実施し、その他の要因の検討を行ったとのことです。

ゴールドマン・サックスは、当該財務分析を行う、又はGS算定書を作成する目的のため、スターバックス・コーポレーションの同意の下、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが協議し又は検討した全ての財務、法務、規制、税務、会計、その他の情報の正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなくこれに依拠し、これを前提としており、かかる情報に関しいかなる責任を負うものではないとのことです。これに関連して、ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーションの同意の下、本件財務予測が、当該日時点でのスターバックス・コーポレーションの経営陣の最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としたとのことです。さらに、ゴールドマン・サックスは、当社又はその子会社の資産及び負債(偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。)について独自の評価あるいは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していないとのことです。また、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスの分析に大きな影響を与えるような、本取引を完了するために必要な全ての政府、規制機関その他の許認可が、当社若しくは第二回公開買付けによって得られるであろう便益にとって意味がある負の影響を何ら与えることなく得られることを前提としているとのことです。ゴールドマン・サックスは、本取引が、本公開買付契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に関してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を持つ放棄又は修正がないことを前提としているとのことです。

また、ゴールドマン・サックスによる財務分析、及びGS算定書は、本取引を行うに際してのスターバックス・コーポレーションの経営上の意思決定やスターバックス・コーポレーションがとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本取引の利点について見解を示すものでもなく、いかなる法務、規制上、税務又は会計事項についての見解を示すものでもないとのことです。また、本公開買付契約、若しくは本取引におけるその他のいかなる条項若しくは事象、又は本公開買付契約において企図されている、若しくは、本取引に関連して締結若しくは、修正されるその他全ての契約若しくは法的文書におけるいかなる条項若しくは事象(スターバックス・コーポレーションの本取引の完了後の義務、スターバックス・コーポレーションの各有価証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとつての本取引又は本公開買付契約に関連して受領される対価の公正性を含みますがこれらに限られないとのことです。)、本取引に関連して、スターバックス・コーポレーション、サザビーリーグ、及び当社の役員、取締役、従業員等に対して支払われる又は支払うべきあらゆる報酬の金額又は性質、本公開買付契約に基づいて行われる第二回公開買付け又はその他の取引において支払われる公開買付価格の公正性について、ゴールドマン・サックスは、見解を示すものではないとのことです。ゴールドマン・サックスは、当社若しくはスターバックス・コーポレーションの普通株式のいかなる時点の取引価格についても一切見解を示すものではないとのことです。また、本取引により企図される取引が、スターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、サザビーリーグ、公開買付者、ないし当社の支払能力又はその存続能力、若しくはスターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、サザビーリーグ、公開買付者、又は当社がその債務について期限が到来した場合に支払う能力に対して与える影響についての見解を示すものではないとのことです。ゴールドマン・サックスの第二回公開買付けに係るアドバイザー・サービスと分析は、スターバックス・コーポレーションの取締役会が第二回公開買付価格を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のために行われるものとのことです。ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーション若しくはその取締役会に対し特定の買付価格について推奨したのではなく、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることについて推奨したものでもないとのことです。また、ゴールドマン・サックスの分析は、スターバックス・コーポレーションが公開買付者を通して第二回公開買付けを実施すべきか否かに関して推奨を行うものではないとのことです。

ゴールドマン・サックスの財務分析及びGS算定書について、その一部分の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではないとのことです。その分析及びGS算定書を全体として考慮することなく一部分の分析結果又は本書における如何なる要約等を選択することは、ゴールドマン・サックスの財務分析及びGS算定書の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあるとのことです。ゴールドマン・サックスは考慮したいずれの要因又は財務分析についても、何ら特定の重点を置くものではないとのことです。

第二回公開買付価格である1株当たり1,465円は、本基準日のジャスダックにおける当社普通株式の終値1,399円に対して4.7%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値1,313円に対して11.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値1,227円に対して19.4%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値1,171円に対して25.1%のプレミアムを加えた金額となります。

本新株予約権における当社普通株式1株当たりの行使価格(306.50円)は第二回公開買付価格を下回っています。そこで公開買付者は、本新株予約権に係る買付価格を、第二回公開買付価格である1,465円と本新株予約権の当社普通株式1株当たりの行使価格との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である115,850円と決定したとのことです。

本新株予約権は、当社の従業員に発行されたものです。本新株予約権は、平成25年10月1日付けの1株を100株とする株式分割により、100株単位で行使されます。本新株予約権の譲渡は禁止されているため、本新株予約権を譲渡するには、譲渡可能となるよう新株予約権割当契約書を変更することについて、当社から承認を得る必要があります。本新株予約権を譲渡可能とする旨契約書を変更した場合には、本新株予約権の税務上の取扱いが変更されます。当社は、新株予約権者が第二回公開買付けに応募するために新株予約権割当契約書の変更を要請する場合には、当該変更を承認する予定です。

当社における意思決定の過程

上記「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景及び公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、代表取締役最高経営責任者である関根純氏が、平成26年8月15日に、スターバックス・コーポレーションより、二段階公開買付けを用いて当社を完全子会社とする提案を正式に受けました。当該提案を受けて、当社は、当社及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した財務アドバイザー及び第三者算定機関として、KPMG FASを、法務アドバイザーとして、NO&Tを選任しました。また、当社は、下記「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」の「第三者委員会の設置及び意見の入手」に記載のとおり、第三者委員会を設置しました。

当社は、KPMG FAS及びNO&Tによる助言を受けつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の観点から、本件両公開買付けの買付条件(本件両公開買付けにおける買付価格及び本新株予約権1個当たりの買付価格を含みます。)の妥当性及び本取引の一連の手続の公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、スターバックス・コーポレーションとの間で、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等に関する協議及び交渉を行いました。具体的には、平成26年8月中旬から下旬にかけて、スターバックス・コーポレーションが当社に対するデュー・ディリジェンスを実施し、またこれと並行して本取引の意義・目的、及び本取引後の経営方針に関する協議を行いました。また平成26年9月上旬より、第二回公開買付価格の考え方について、スターバックス・コーポレーションの財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスより説明を受けた上で第二回公開買付価格に関する交渉を開始し、また並行して本取引の諸条件に関する協議及び交渉を開始しました。平成26年9月中旬には、スターバックス・コーポレーションの担当者が来日し、当社と直接の交渉を行いました。

その上で、当社は、下記「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」の「独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、公開買付者及び当社の関連当事者には該当しない、独立した第三者算定機関であるKPMG FASに対し、当社の株式価値の算定を依頼し、KPMG FASより、当社普通株式価値に関する株式価値算定書(以下、「当社算定書」といいます。)を平成26年9月24日に取得しました(なお、当社は、KPMG FASから第一回公開買付け及び第二回公開買付けにおける当社普通株式の1株当たりの買付け等の価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。)。なお、当社は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書を取得しておりません。

また、当社は、下記「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」の「第三者委員会の設置及び意見の入手」に

記載のとおり、平成26年9月24日に、第三者委員会から、第一回公開買付け及び第二回公開買付けを実施することに関して当社取締役会がそれぞれ行う予定の意見表明の決議を行うことが、一般株主(当社の親会社となるエスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル及びその子会社である公開買付者その他有価証券上場規程施行規則第436条の3に定める者以外の当社株主(但し、サザビーリーグを除きます。)をいいます。以下、同じ。)の皆様にとって不利益でない旨の答申書の提出を受けました。

その上で、当社は、本取引、本件両公開買付けの諸条件、当社算定書の内容等を慎重に検討し、また、上記の第三者委員会の答申を最大限尊重した上で、平成26年9月24日開催の取締役会において、以下の判断をいたしました。

すなわち、平成26年9月24日開催の取締役会において、当社は、本ライセンス契約を更新させ当社が現在営む事業を安定的に継続し、当社の企業価値及び従業員の雇用を将来に亘り維持していくという観点から、本取引は当社にとって必要かつ有益なものであり、本取引により、スターバックス・コーポレーションと完全に一体化し、迅速な意思決定のもと統一的な事業戦略を推進することにより、お客様の多様なニーズや市場の変化に素早く対応しお客様を魅了し続け、厳しい競争に勝ち抜いていくことが可能となり、

本取引は、スターバックス・コーポレーショングループにとって日本が重要なマーケットであり当社の更なる成長の可能性に対する投資であることを意味しており、その支援のもと短期的な業績や株価にとらわれず中長期的な事業の拡大、成長を追求できることにより当社の企業価値の向上につながると考えられ、上場に伴って継続的に生じる上場維持コストを削減し、また、管理コストを減少させることができると判断いたしました。また、第一回公開買付価格については、(i)サザビーリーグと公開買付者との交渉により両社で合意したものであり、第一回公開買付けはサザビーリーグのみが応募することが想定される一方で一般株主の皆様による応募は想定されていないこと、(ii)一般株主の皆様のために、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付けの買付価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であること、(iii)本新株予約権に係る買付価格が、第一回公開買付価格と本新株予約権の当社普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額であること等を踏まえ、第一回公開買付価格については当社としての判断を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かは株主及び新株予約権者の皆様の判断に委ねるのが妥当であると判断いたしました。第二回公開買付価格については、(i)下記「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」の「独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているKPMG FASによる当社普通株式の株式価値の算定結果のうち、本ライセンス契約の終了を前提として算定されたDCF法に基づく算定結果、及び市場株価平均法に基づく算定結果のいずれも上回っていること、(ii)平成26年9月17日に記録した当社普通株式の上場来最高値である1,448円を上回っていること、(iii)本基準日のジャスダックにおける当社普通株式の終値1,399円に対して4.7%、基準日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,313円に対して11.6%、基準日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,227円に対して19.4%、基準日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,171円に対して25.1%のプレミアムを加えた金額となっていること、()KPMG FASによれば、本ライセンス契約の終了に際して、本ライセンス契約に規定されているスターバックス・コーヒー・インターナショナルの当社店舗資産の買取権が行使されることによる売却対価を含む一般株主の皆様への分配金額よりも、本取引により一般株主の皆様が受け取る対価のほうが高い金額となると考えられること、(v)第二回公開買付価格は、サザビーリーグが応募する予定である第一回公開買付けにおける買付価格よりも500円(51.8%)高い金額であること、(vi)下記(6)「買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、一般株主の皆様への利益への配慮がなされていると認められること、及び(vii)上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社とスターバックス・コーポレーションの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること、(viii)本新株予約権に係る買付価格については、第二回公開買付価格と本新株予約権の当社普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額であるものの、第二回公開買付けに応募した場合には新株予約権者の皆様に対する税務上の取扱いが変更となり、新株予約権者の皆様に対し不利益が生じる可能性があることから、(i)から(viii)までを踏

まえ、第二回公開買付けは、当社の株主の皆様に対しては合理的な株式の売却の機会を提供するものであるものの、新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付価格の妥当性については相当と考えるものの、応募推奨を行うことは相当ではないと判断いたしました。

その上で、当社は、平成26年9月24日開催の取締役会において、上記の各判断に基づき、第一回公開買付けに賛同の意見を表明すること、第一回公開買付けに係る当社普通株式の買付価格の妥当性については意見を留保し、当社普通株式を保有する株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねること、第一回公開買付けに係る本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねること、さらに、公開買付者によれば、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに第二回公開買付けを実施する予定であるとのことであることから、当社は現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社普通株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明するべきと考える旨決議いたしました。なお、下記「(6)買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」の「利害関係を有しない取締役全員(全1名)の承認及び監査役全員(全1名)の同意」に記載のとおり、当社の取締役5名のうちジョン・カルバー氏、ジェフ・ハンズベリー氏、角田雄二氏、及び森正督氏の4名については、本取引に関する取締役会決議について特別の利害関係を有する者として、上記取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、定足数にも算入されておられません。また、利益相反の疑いを回避し、本件両公開買付けの公正性を担保する観点から、いずれも、当社の立場において、本取引の検討、本取引に関する公開買付者との協議・交渉に参加していません。また、当社の監査役4名のうち、かつてサザビーリーグの取締役であった吉村秀實氏、サザビーリーグの顧問である榎本幸雄氏、並びにスターバックス・コーポレーションのシニア・ヴァイス・プレジデント並びにエスピーアイのディレクター、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー及びシニア・ヴァイス・プレジデントであるチャールズ・ジェムリー氏の3名は、本件両公開買付けの公正性を担保する観点から、上記取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、上記取締役会には、当該3名を除く当社の監査役(全1名)が出席し、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

(3) 算定に関する事項

当社取締役会は、公開買付者から提示された第二回公開買付価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、当社及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した第三者算定機関であるKPMG FASに当社の株式価値の算定を依頼し、平成26年9月24日付で当社算定書を取得いたしました。KPMG FASは、公開買付者又は当社の関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。なお、当社は、KPMG FASから第二回公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していません。

KPMG FASは、当社の株式価値を算定するに当たり、当社から事業の現状、将来の事業計画、及び本ライセンス契約等の開示を得るとともに、それらに関する説明を受け、さらに当社へのマネジメント・インタビューを実施した上で、当社の株式価値を分析しております。KPMG FASは、株式価値の評価手法としてDCF法及び市場株価平均法を採用しており、当該手法に基づいて算定された当社普通株式1株当たりの株式価値の評価範囲は以下のとおりです。

DCF法：852円～1,086円

市場株価平均法：1,171円～1,399円

DCF法では、当社が本ライセンス契約の終了期限である平成33年3月31日まで事業を継続し、その後当社

の店舗資産をスターバックス・コーヒー・インターナショナルに売却する前提に基づいて、株式価値の分析を行っております。これは、上記「(2)本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景及び公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、スターバックス・コーポレーションは、当社が同社の完全子会社にならない限り、本ライセンス契約を平成33年3月31日の期間満了をもって終了させ更新しないことを前提としていること、ならびに本ライセンス契約終了後に当社がスターバックス・コーヒー・インターナショナルに対して負う競争避止義務等の状況を踏まえたものです。

平成33年3月31日までの財務予測(以下、「本財務予測」といいます。)については、以下の前提に基づいております。すなわち当初3ヵ年間は、当社が作成した平成27年3月期から平成29年3月期までの事業計画を使用し、残りの期間については、当社の置いた前提(既存店舗の対前年比売上高成長率0.0%~2.0%等)に基づく損益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを計算しております。また、本財務予測期間以降の価値については、本ライセンス契約に規定されているスターバックス・コーヒー・インターナショナルの当社店舗資産の買取権に係る条項に従って算定される価格として1,310億円~1,746億円(税引前、時間価値考慮前)を算定し、当該価格でスターバックス・コーヒー・インターナショナルに対して当社店舗資産を売却する前提で、上記DCF法に基づく分析を行っております。

本財務予測の内容(平成30年3月期以降の既存店舗の対前年比売上高成長率を1.0%としたもの)は以下のとおりです。本財務予測期間においては、大幅な増減益は見込んでおりません。なお、本財務予測は本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮しておりません。

(単位:百万円)

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期	平成32年3月期	平成33年3月期
売上高	137,700	143,854	153,708	164,745	175,893	187,151	198,523
営業利益	13,050	12,050	13,050	14,306	15,948	17,487	19,464
EBITDA	17,872	17,472	19,172	20,788	22,700	24,442	26,570
フリー・キャッシュ・フロー	5,452	5,588	5,564	6,788	8,148	9,473	10,919

なお、割引率については、当社が属する日本の資本市場の状況や、上場類似会社の市場データ等を考慮して算定された4.8%~5.8%を採用しております。この結果、当社普通株式1株当たりの価値の範囲を852円~1,086円と算定しております。

市場株価平均法では、平成26年9月22日を基準日として、ジャスダックにおける当社株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,313円、直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,227円、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,171円、及び基準日の終値1,399円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を1,171円~1,399円と算定しております。

なお、当社は平成26年9月11日に、ジャスダックの適時開示基準に従い、業績予想の修正を開示しておりますが、当該業績予想の修正は本取引に関連して、または本取引を意図して行われたものではありません。KPMGFASがDCF法における算定の基礎とした平成27年3月期の事業計画は、当該業績修正後の財務予測が使用されており、市場株価平均法においても、平成26年9月11日以降の当社普通株式の市場株価についてもその算定の対象に含まれております。

(4)上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

当社普通株式は、ジャスダックに上場されております。公開買付者は第一回公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、第一回公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、ジャスダックの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。公開買付者は第二回公開買付けにおいても買付予定数に上限は設定しない予定とのことですので、第二回公開買付けの結果次第で、当社普通株式は、ジャスダックの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。第二回公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、下記「(5)本件両公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり当社が本完全子会社化手続を実施した場合は、当社普通株式はジャスダックの上場廃止基準に

従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社普通株式をジャスダックにおいて取引することはできません。

(5) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針

当社は、公開買付者より、本件両公開買付け後の組織再編等の方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、上記「(2) 本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」「 本件両公開買付けの概要」に記載のとおり、当社の発行済株式(スターバックス所有株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、当社をスターバックス・コーポレーションの完全子会社とすることを目的としているとのことです。本件両公開買付けによって、スターバックス所有株式を除く当社の株式の全てを取得できなかった場合、公開買付者は、当社に、後述する本完全子会社化手続の実施を要請する予定とのことです。第一回公開買付けが成立しなかった場合には、公開買付者は、第二回公開買付けを実施せず、また当社に本完全子会社化手続の実施は要請しないとのことです。

第二回公開買付けが成立した後、公開買付者は、当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、当社を会社法(平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。)の規定する種類株式発行会社とすること、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び 当社の当該普通株式(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)の全部の取得と引き換えに別の種類の当社の株式を交付することに係る議案を、平成 27 年 2 月開催予定の当社の臨時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に上程すること、並びに上記 の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主による種類株主総会(以下、「本種類株主総会」といいます。)を本株主総会と同日に開催することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズは、本株主総会及び本種類株主総会の時点ではこれらの決議を可決するために必要な数の株式を所有しており、上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付されたうえで、全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)が当社に取得されることとなり、当社の株主(但し、当社を除きます。)には当該取得の対価として当社の別の種類株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別の種類株式の数が 1 株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切捨てられます。)に相当する当該別の種類株式を当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当該別の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は未定ですが、当社は、当社の株主が公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズのみとなるよう、第一回公開買付け又は第二回公開買付けに応募されなかった当社の株主に対し交付する当社の株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記 の全部取得条項が付された普通株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。かかる買取請求又は価格決定の申立てがあった場合、当該 1 株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記(i)の方法については、上記 の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合は、会社法第 117 条第 2 項に定める買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。これらの方法による請求又は申立てを

行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。

上記各手続は、関係法令についての当局の解釈、並びに第二回公開買付け後の当社普通株式及び本新株予約権の所有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法を用いたり、実施時期が変更される可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズを除く当社の株主の皆様には、最終的に、金銭のみを交付する方法が採用される予定であり、当該金銭の額についても、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた当社普通株式の数に乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。本完全子会社化手続の具体的な手続及び実施時期等については、当社及び公開買付者において協議のうえ、決定次第、当社より速やかに公表する予定です。

なお、本件両公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。

また、本件両公開買付けへの応募若しくは本完全子会社化手続の実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は完全子会社化手続の実行に係る株式買取請求による買取等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

公開買付者は、本完全子会社化手続が完了した後、当社との間で、当社が存続会社となる合併を予定しているとのことです。この合併の具体的な手続及び実施時期等は、未定とのことです。なお、本件両公開買付けにより取得できなかった本新株予約権の取扱いについても、未定とのことです。

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置

(i)当社は、スターバックス・コーポレーションの関連会社であり、かつ、取締役5名のうち2名及び監査役4名のうち1名がスターバックス・コーポレーションの役員を兼務していること、(ii)当社は、サザビーリーグの関連会社であり、かつ、当社の取締役5名のうち2名及び監査役4名のうち1名がサザビーリーグ出身者であり、また、他の監査役1名はサザビーリーグの顧問であること、さらに(iii)、第一回公開買付けが成立した場合には当社は、スターバックス・コーポレーションの子会社となることに照らし、当社は、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置(第二回公開買付価格の公正性を担保するための措置を含みます。)及び利益相反を回避するための措置等として、以下に述べる措置を講じております。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された第二回公開買付けの買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した第三者算定機関としてKPMG FASを選定し、平成26年9月24日付で、当社普通株式に関する株式価値算定書を取得しました。株式価値算定書の概要は、上記「(3)算定に関する事項」をご参照ください。

また、スターバックス・コーポレーション及び公開買付者は、スターバックス・コーポレーションが、スターバックス・コーヒー・インターナショナル及びエスシーアイ・ベンチャーズを通して、全ての議決権を保有する公開買付者を通して、第二回公開買付け及び本完全子会社化手続を実施し、スターバックス・コーポレーションは本完全子会社化手続後に当社の議決権の全てを保有することとなるため、第二回公開買付価格を決定するにあたり、スターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、当社、サザビーリーグ及び公開買付者から独立した財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに、当社の株式価値の財務分析を依頼し、ゴールドマン・サックスが作成したGS算定書をゴールドマン・サックスより受領しているとのことです。GS算定書の概要は、上記「第二回公開買付けに関する事項」(d) 第二回公開買付価格の決定」をご参照ください。

第三者委員会の設置及び意見の入手

当社は、会社法第 370 条の規定に基づいて成立したものとみなされる平成 26 年 8 月 26 日付け当社の取締役会決議により、本件両公開買付けに関する当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、() 第一回公開買付け及び第二回公開買付けを実施することに関して、当社取締役会がそれぞれ行う意見表明の決議(以下、「本意見表明決議」といいます。)を行う場合にこれらの参考意見を徴する目的で第三者委員会を設置すること、() 第三者委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外役員(社外役員であった者を含む。)、弁護士、公認会計士、学識経験者、会社役員経験者等の有識者 3 名以上により構成されること等、及び() 当社取締役会は第三者委員会から得られる答申を最大限尊重しなければならないこととした上で、第三者委員会に対して、本件両公開買付けを含む本取引の目的、交渉過程の手続、第一回公開買付け及び第二回公開買付けそれぞれにおける公開買付価格その他本取引において交付されることが予定されている対価の公正性、本件両公開買付けを含む本取引による企業価値向上の観点等から、当社取締役会が本意見表明決議を行うことが当社の一般株主にとって不利益でないか否かについて答申すること(以下、「本件委嘱事項」といいます。)を諮問することを決定いたしました。かかる決議に基づき、当社は、当社及び公開買付者から独立性の高い、石川順道氏(当社社外監査役、独立役員)、露木正人氏(露木・山本税理士事務所、露木公認会計士事務所 公認会計士、税理士)及び松本久幸氏(株式会社 Stand By C 代表取締役パートナー 公認会計士)を第三者委員会の委員として選任しました。なお、当社は、当初から上記の 3 氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はありません。

第三者委員会は、平成 26 年 8 月 28 日より平成 26 年 9 月 22 日までの間に合計 5 回開催され、本件委嘱事項についての協議及び検討を行いました。第三者委員会における協議及び検討に際しては、当社から、当社の事業計画、スターバックス・コーポレーショングループの提案内容及び本取引の当社企業価値に与える影響等についての説明がなされた上でそれらに関し質疑応答が実施され、KPMG FAS から、株式価値算定の結果についての説明がなされた上で当該説明及び質疑応答が実施され、NO&T から、本取引に関する当社の意思決定過程その他の事項についての説明がなされた上で質疑応答が実施され、そのほか、当社及び当社のアドバイザーと接触することにより得た情報及び資料並びに一般に入手可能な公表情報及び公表資料等により、本取引に関する情報収集等が行われております。

かかる協議及び検討の結果、第三者委員会は、委員全員一致の決議により、当社取締役会に対して、本件両公開買付けを含む本取引の目的、交渉過程の手続、第一回公開買付け及び第二回公開買付けそれぞれにおける公開買付価格その他本取引において交付されることが予定されている対価の公正性、本件両公開買付けを含む本取引による企業価値向上の観点等から、当社の取締役会が、第一回公開買付けに賛同の意見を表明すること、第一回公開買付けに係る当社普通株式の買付価格の妥当性については意見を留保し、当社普通株式を保有する株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねること、第一回公開買付けに係る本新株予約権の買付価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様判断に委ねること、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、当社普通株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様判断に委ねる旨の意見を表明することは、平成 26 年 9 月 24 日時点の状況に基づく判断として、当社の一般株主にとって不利益ではないと考える旨の答申を平成 26 年 9 月 24 日付けで行い、同日付でその旨の答申書を提出しました。

第三者委員会から受領した答申書によれば、第三者委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

- (i) 本取引の目的(本取引に賛同する理由)として当社から説明された、本ライセンス契約を更新させ当社が現在営む事業を安定的に継続し、当社の企業価値及び従業員の雇用を将来に亘り維持していくという観点から、本取引は当社にとって必要かつ有益なものであり、本取引により、スターバックス・コーポレーションと完全に一体化し、迅速な意思決定のもと統一的な事業戦略を推進することにより、お客様の多様なニーズや市場の変化に素早く対応しお客様を魅了し続け、厳しい競争に勝ち抜いていくことが

可能となり、本取引は、スターバックス・コーポレーショングループにとって日本が重要なマーケットであり当社の更なる成長の可能性に対する投資であることを意味しており、その支援のもと短期的な業績や株価にとらわれず中長期的な事業の拡大、成長を追求できることにより当社の企業価値の向上につながると考えられ、上場に伴って継続的に生じる上場維持コストを削減し、また、管理コストを減少させることができるという内容、並びに本取引の目的に関して第三者委員会からスターバックス・コーポレーショングループになされた質問に対する回答の内容に、特段不合理な点は認められず、本件両公開買付けを含む本取引の目的は一定の合理性をもつと考えられること。

- (ii) 本取引の交渉過程において、(a)当社取締役のうちスターバックス・コーポレーショングループの役職員を兼務している取締役2名(ジョン・カルバー氏及びジェフ・ハンズベリー氏)及びサザビーリーグの役職員又は元役職員である取締役2名(角田雄二氏及び森正督氏)は、当社において本取引を検討する作業、スターバックス・コーポレーショングループを相手方とする交渉等に携わっていないこと、(b)当社は、第二回公開買付価格につき、財務アドバイザーを通じて第二回公開買付価格についての当社の考えを伝える等の方法により、買付価格がより高いものとなるようスターバックス・コーポレーショングループと複数回の協議及び交渉を重ねたこと、(c)当社は、当社及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した財務アドバイザーである NO&T を選任し、本件両公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他留意点についての法的助言を受けていること、並びに(d)当社は第三者委員会を立ち上げ、一般株主に不利益がないか否かについて第三者委員会から答申を受けることという対策を講じており、当社は、本取引についての手続の公正性及び適正性を担保するために慎重に対応していること。

- (iii) 第一回公開買付価格については、(a)第一回公開買付けは一般株主及び本新株予約権者による応募は想定されていないこと、(b)一般株主のために、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付けの買付価格よりも高い価格を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であること。

第二回公開買付価格については、(a)当社は、当社及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した財務アドバイザーである KPMG FAS を当社普通株式価値の第三者算定機関として選定し、KPMG FAS より、当社算定書を取得していること、(b)KPMG FAS は、当社算定書において、当社の1株当たりの株式価値を、市場株価平均法では1,171円～1,399円と、DCF法では852円～1,086円と算定しており、この株式価値の算定につき、KPMG FAS が行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと、(c)KPMG FAS が株式価値を算定するにあたり前提とした事業計画、本ライセンス契約終了後の想定、その他各種の変数等について、第二回公開買付けの買付価格が不合理に低く算定されるような前提を置いたというような事実は特に見当たらなかったこと、(d)第二回公開買付価格は、当社算定書において、本取引がなされなかった場合を前提としてDCF法によって算定された1株当たりの株式価値である852円～1,086円に対して、34.9%～71.9%高い水準であること、(e)第二回公開買付価格は、本基準日のジャスダックにおける当社普通株式の終値1,399円に対して4.7%、基準日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,313円に対して11.6%、基準日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,227円に対して19.4%、基準日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,171円に対して25.1%のプレミアムを加えた金額となっていること、また、当該プレミアムについては、一般的なスクイーズ・アウト案件における平均的な水準よりも低い水準であると考えられるが、これについては、本取引の提案にあたり、スターバックス・コーポレーショングループが前提としている、当社がスターバックス・コーポレーショングループの完全子会社とならない限り、本ライセンス契約が平成33年3月31日に期間満了となって更新されないという事情を前提とした場合には、市場株価が現状のものとは異なるものとなる可能性が想定されることが主因と考えられ、そのことを考慮すると、当該プレミアム水準だけをもって第二回公開買付価格に公正性がないとは言えないとの判断に至ったこと、(f)上場以降これまでの当社普通株式に係るジャスダックでの取引価格(平成25年10月1日付けの株式分割前においては、当該株式分割による調整後の取引価格)を上回る価格であること、(g)KPMG FAS によれば、本ライセンス契約の終了に際して、本ライセンス契約に規定されているスターバックス・コーヒー・インターナショナルの当社店舗資産買取権が行使されることによる売却対価を含む一般株主の皆様への分配金額よりも、本取引により一般株主の皆様が受け取る対価のほうが高い金額となることが想定されていること、(h)第二回

公開買付価格は、サザビーリーグが応募する予定である第一回公開買付価格 965 円に対して 500 円 (51.8%) 高い金額となっており、当社の大株主であるサザビーリーグと比しても一般株主は有利な対価を受け取ることができること、(i)利益相反を回避する措置が講じられた上で、当社とスターボックス・コーポレーショングループが独立した当事者として複数回協議及び交渉を重ねた上で決定された価格であること、また、当社とスターボックス・コーポレーショングループとの協議及び交渉によって、スターボックス・コーポレーショングループからの当初提案価格よりも高い買付価格が第二回公開買付価格として決定されるに至ったこと、(j)平成 26 年 9 月 11 日に、最近の業績の動向等を踏まえ、業績予想の上方修正を行っていることを含め、当社とスターボックス・コーポレーショングループの交渉が開始された時点以降も、市場に対する情報の開示について恣意的な作為・不作為は認められないこと、並びに(k)本新株予約権に係る買付価格については、第二回公開買付価格と本新株予約権の当社普通株式 1 株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権 1 個の目的となる普通株式の数である 100 を乗じた金額であるものの、第二回公開買付けに応募した場合には新株予約権者に対する税務上の取扱いが変更となり、新株予約権者に対し不利益が生じる可能性があること。

- (iv) 当社から説明を受けた、本件両公開買付けを含む本取引により、(a)本ライセンス契約を更新させ当社が現在営む事業を継続させることが、当社の企業価値を長期的に維持・向上させることに繋がるものと考えられ、また、(b)本取引により、スターボックス・コーポレーションの完全子会社となってスターボックス・コーポレーションと完全に一体となって事業を展開することにより、顧客の多様なニーズに迅速に対応することができ、厳しい競争に勝ち抜いていくことが可能となり、当社の企業価値が向上していくことが期待されているという内容に、特段不合理な点は認められず、本件両公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上するという当社の判断に特段の不合理はないと認められること。
- (v) スターボックス・コーポレーショングループ以外の当社の株主に対して、本件両公開買付け後、本取引の過程で実施されることが予定されている全部取得条項付種類株式その他の方法による本完全子会社化手続においては、株主に交付されることになる金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されており、かかる予定は本件両公開買付けの過程において説明・開示されること。
- (vi) その他、(a)第一回公開買付期間については、21 営業日を設定しているが、これは、第一回公開買付けはサザビーリーグのみが応募することが想定される一方で一般株主による応募は想定されていないためであり、当社の一般株主に本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を奪うものではなく、当社株券等について公開買付者以外の者による対抗的な買付け等を行う機会を奪うものではないこと、(b)第二回公開買付期間については、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日という比較的長期間に設定する予定とのことであり、かつ、公開買付者は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表していることにより、株主の熟慮期間、対抗者の出現の可能性等について配慮がなされていること、及び(c)第一回公開買付期間及び第二回公開買付期間中に対抗者が出現した場合、当該対抗者と当社が接触することを禁じるような合意は存在しないこと。

法律事務所からの助言

当社は、本件両公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、本件両公開買付けにおける当社取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、当社及びスターボックス・コーポレーショングループから独立した法務アドバイザーである NO&T から、本件両公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けております。

利害関係を有しない取締役全員(全1名)の承認及び監査役全員(全1名)の同意

当社は、KPMG FAS及び NO&T による助言を受けつつ、スターボックス・コーポレーションとの間で、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等について、複数回にわたり、慎重に協議・交渉を重ね、上記第三者委員会の答申内容及び当社算定書の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討いたしました。

その結果、当社は、平成 26 年 9 月 24 日開催の当社取締役会において、スターボックス・コーポレーション

のグループ・プレジデント及びスターバックス・コーヒー・インターナショナルのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントを兼任するジョン・カルバー氏、スターバックス・コーポレーションのプレジデント及びスターバックス・コーヒー・インターナショナルのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントを兼任するジェフ・ハンズベリー氏、かつてサザビーリーグの取締役であった角田雄二氏、並びにサザビーリーグの代表取締役社長を兼任する森正督氏を除く取締役(全1名)の賛成により、上記「(2)本件両公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「当社における意思決定の過程」に記載の内容の各判断に基づき、上記「(1)本件両公開買付けに関する意見の内容」に記載の内容の決議をいたしました。

なお、当社の取締役5名のうちジョン・カルバー氏、ジェフ・ハンズベリー氏、角田雄二氏、及び森正督氏の4名については、本取引に関する取締役会決議について特別の利害関係を有する者として、上記取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、定足数にも算入されておられません。また、利益相反の疑いを回避し、本件両公開買付けの公正性を担保する観点から、いずれも、当社の立場において、本取引の検討、本取引に関する公開買付者との協議・交渉に参加していません。

また、当社の監査役のうち、かつてサザビーリーグの取締役であった吉村秀實氏、サザビーリーグの顧問である榎本幸雄氏、並びにスターバックス・コーポレーションのシニア・ヴァイス・プレジデント並びにエスピーアイのディレクター、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー及びシニア・ヴァイス・プレジデントであるチャールズ・ジェムリー氏の3名は、本件両公開買付けの公正性を担保する観点から、上記取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、上記取締役会には、当該3名を除く当社の監査役(全1名)が出席し、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

買付け等の期間及び他の買付者からの買付機会

公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付者は、第一回公開買付期間については、21 営業日を設定しております。第一回公開買付期間は比較的短期間ですが、これは、第一回公開買付けはサザビーリーグのみが応募することが想定される一方で一般株主及び新株予約権者の皆様による応募は想定されていないためであり、当社の一般株主及び新株予約権者の皆様に本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を奪うものではなく、当社株券等について公開買付者以外の者による対抗的な買付け等を行う機会を奪うものでもありません。公開買付者は、第二回公開買付期間については、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 30 営業日に設定する予定とのことです。公開買付者は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表し、かつ、第二回公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の一般株主及び新株予約権者の皆様に本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株券等について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本件両公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

4. 公開買付者と当社の株主・取締役等との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者、スターバックス・コーポレーション、サザビーリーグ及び当社は、平成26年9月24日付けで公開買付けに関する契約(以下、「本公開買付契約」といいます。)を締結しました。サザビーリーグは、本公開買付契約において、第一回公開買付けにおいて、サザビーリーグ所有株式の全て(57,000,000 株、株式所有割合 39.52%)を応募すること、並びに 第一回公開買付けが成立した場合、第一回公開買付けの決済の開始日をもって、当社取締役である角田雄二氏及び森正督氏並びに当社監査役である榎本幸雄氏が辞任すること、及び当該決済の開始日後に最初に開催される株主総会終結のときをもって、当社監査役である吉村秀實氏が当社の監査役から辞任することに合意しています。また、当社は、本公開買付契約において、第二回公開買付けの決済の開始日までの間、公開買付者の同意を得ることなく当社の通常業務の範囲を超える重要な行為(法令等の定めに基づくものを除きます。)を行わない旨を合意しています。

また、公開買付者によれば、公開買付者は、エスピーアイ・ベンチャーズが、スターバックス所有株式(57,000,000 株、株式所有割合 39.52%)を本件公開買付けに応募しない旨を確認しているとのことです。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

第一次公開買付けが当社の業績に与える影響については、公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

10. その他

当社が平成 26 年 9 月 24 日に公表した「平成 27 年 3 月期配当予想の修正及び株主優待制度の廃止に関するお知らせ」に記載のとおり、当社は、平成 26 年 9 月 24 日開催の取締役会決議により、本件両公開買付けが成立することを条件に、平成 27 年 3 月期の配当予想を修正し期末配当を行わないこと及び平成 27 年 3 月期よりの株主優待制度を廃止することを決議しております。

以上

(参考) 買付け等の概要(別添)

公開買付者による本日付けの添付資料「スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社株券等(証券コード 2712)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」をご参照ください。

(別添)

平成 26 年 9 月 24 日

各 位

Solar Japan Holdings 合同会社

スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社株券等（証券コード 2712）に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

スターバックス・コーポレーションの間接的な完全子会社である Solar Japan Holdings 合同会社（以下、「公開買付者」といいます。）は、以下のとおり、スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社（以下、「対象者」といいます。）の普通株式及び平成 17 年 6 月 24 日開催の対象者定時株主総会及び同日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第 4 回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 公開買付けの概要

公開買付者は、エスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル（以下、「エスシーアイ・ベンチャーズ」といいます。）が、対象者の普通株式及び本新株予約権を取得する目的で平成26年9月5日に設立した会社で、本日現在、エスシーアイ・ベンチャーズが持分の全てを所有しております。エスシーアイ・ベンチャーズは、スターバックス・コーポレーションの完全子会社であるスターバックス・コーヒー・インターナショナル・インク（以下、「スターバックス・コーヒー・インターナショナル」といいます。）が持分の全てを所有する会社です。本日現在、エスシーアイ・ベンチャーズは対象者の普通株式57,000,000株（株式所有割合（注）39.52%）を所有しており（当該所有に係る株式を、以下、「スターバックス所有株式」といいます。）対象者の筆頭株主です。

（注）株式所有割合とは、対象者が平成26年8月8日に提出した第20期第1四半期報告書に記載された平成26年7月31日現在の発行済株式総数144,220,600株に占める割合（小数点以下第三位は四捨五入）をいいます。

本日現在、株式会社サザビーリーグ（以下、「サザビーリーグ」といいます。）も対象者の普通株式57,000,000株（株式所有割合39.52%）を所有する（当該所有に係る株式を、以下、「サザビーリーグ所有株式」といいます。）対象者の筆頭株主です。サザビーリーグは、サザビーリーグ所有株式をスターバックス・コーポレーションに売却し、対象者の事業から撤退する意向を表明しております。また、公開買付者は、後述のとおり、サザビーリーグ所有株式を取得することに加えて、スターバックス所有株式以外の全ての対象者の普通株式及び本新株予約権を一連の取引によって取得することを決定しております（以下、この一連の取引を「本取引」といいます。）公開買付者は、本取引の第一段階として、サザビーリーグ所有株式を取得するため、この公開買付け（以下、「第一回公開買付け」又は「本公開買付け」といいます。）を実施いたします。平成26年9月24日、サザビーリーグは、公開買付者との間で、サザビーリーグ所有株式を第一回公開買付けに応募することに合意しています。なお、この合意の詳細は、下記「(4) 公開買付者及び対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。

第一回公開買付けにおいては、買付予定数の下限をサザビーリーグ所有株式と同数の57,000,000株（以下、「本下限」といいます。）と設定しております。第一回公開買付けの応募株券等の総数が本下限に満たない場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行いません。第一回公開買付けの応募株券等の総数が本下限以上となった場合には、公開買付者は応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付者は、本取引の第二段階として、第一回公開買付けが成立して決済が完了してから速やかに、次の公開買付け（以下、「第二回公開買付け」といい、第一回公開買付けと合わせて「本件両公開買付け」といいます。）を開始します。第二回公開買付けは、公開買付者が第一回公開買付けで取得する対象者の普通株式及びスターバックス所有株式を除く対象者の普通株式並びに本新株予約権の全てを対象とします。第二回公開買付けにおける対象者の普通株式の買付け等の価格（以下、「第二回公開買付価格」といいます。）は、第一回公開買付けにおける対象者の普通株式の買付け等の価格（以下、「第一回公開買付価格」といいます。）965円に比べて500円（51.8%）高い1,465円を予定しています。第二回公開買付価格の詳細は、下記「(5) 第二回公開買付けに関する事項」をご参照ください。本件

両公開買付けは一体の取引であり、対象者の株主及び新株予約権者の皆様には、第一回公開買付けに続けて第二回公開買付けが実施されるとの前提のもと、いずれかの公開買付けに応募するか、いずれの公開買付けにも応募しないかをご判断いただくこととなります。第二回公開買付けに下限を設定しますと第二回公開買付けが成立するかが不確定となりますため、対象者の株主及び新株予約権者の皆様のご判断を容易にする観点から、第二回公開買付けには下限を設定しておりません。

公開買付け者が、本件両公開買付けで対象者の普通株式の全て（スターバックス所有株式を除きます。）を取得できなかったときは、公開買付け者は対象者に対し、株主の皆様に対象者の普通株式と引き換えに現金を交付し、スターバックス・コーポレーションの完全子会社となる手続き（以下、「本完全子会社化手続き」といいます。）を実施することを要請する予定です。なお、本完全子会社化手続きの詳細は、下記「（7）本件両公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

対象者が平成26年9月24日に公表した「Solar Japan Holdings 合同会社による当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下、「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者取締役会は、平成26年9月24日、決議に参加した取締役の全員一致により、本取引の一環として行われる第一回公開買付けに賛同の意見を表明すること、第一回公開買付けの妥当性については意見を留保し、対象者の普通株式を保有する株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様の判断に委ねること、第一回公開買付けに係る本新株予約権の買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。さらに、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに第二回公開買付けを実施する予定であることから、対象者は現時点においては、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の普通株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付け等の価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨の意見を表明するべきと考える旨を決議したとのことです。

（2）公開買付けの実施を決定するに至った背景及び公開買付け後の経営方針

スターバックス・コーポレーションは、スターバックス・コーヒー・インターナショナルの直接の完全親会社であり、公開買付け者の最終の完全親会社です。スターバックス・コーポレーションは、世界63か国で事業を展開する世界有数のスペシャルティコーヒーの製造・販売業者です。同社は、昭和60年に設立され、米国ナスダック・グローバル・セレクト市場に株式を上場しています。スターバックス・コーポレーションは、高品質のコーヒーを調達・焙煎し、淹れたてのコーヒーや紅茶、その他の飲料及び様々な新鮮な食品と共に、自社で運営する店舗で販売しております。また、スターバックス・コーポレーションは、ライセンス店舗、食料品店、バー、クラブ、全米展開のフードサービス等のチャンネルを通じて、各種コーヒーや紅茶を販売し、商標をライセンスしています。同社のポートフォリオは、旗艦ブランドであるスターバックス・ブランドに加えて、Teavana、Tazo、Seattle's Best Coffee、Starbucks VIA、スターバックス リフレッシューズ、Evolution Fresh、La Boulange及びVerismoの各ブランド名において提供される商品とサービスにより構成されております。スターバックス・コーポレーションは、「スターバックス」を、世界で最も認知され尊敬されるブランドの一つとして維持していくことを目標としています。この目標を達成するために、同社は継続して店舗のグローバル展開を実施しております。さらに、スターバックス・コーポレーションは、従来の店舗モデルにおいて得た経験を活用して、様々な形態の新しいコーヒーや新商品を、新しい分野で、かつ広範なチャンネルを通じて、お客様に提供しております。スターバックス・コーポレーションが、コーヒーやスターバックス・コーポレーショングループ（スターバックス・コーポレーション及びその子会社からなる企業グループをいいます。以下同じです。）が事業を行う地域社会を通じてグローバルに社会的責任を果たすという戦略とコミットメント、及びスターバックス・コーポレーションが「従業員に選ばれる企業」になるための取組みも、スターバックス・コーポレーションの事業戦略の重要な要素となっております。

対象者は、スターバックス・コーヒー・インターナショナル及びサザビーリーグの合併会社として平成7年10月に設立され、日本でスターバックスコーヒー ストアを展開しております。平成13年10月に大阪証券取引所ナスダック・ジャパン（現東京証券取引所 JASDAQ（スタンダード））市場に株式を上場しました。

対象者は、スターバックス・コーポレーショングループから一連の契約（以下、「本ライセンス契約」といいます。）

に基づく包括的なライセンスを受けて事業を行っています。具体的には、対象者は、スターバックス・コーヒー・インターナショナルより、日本国内におきましてスターバックスコーヒー ストアを開発・運営する独占的権利を付与されており、スターバックス・コーヒー・インターナショナルの完全子会社であるエスピーアイ・ネバダ・インク（以下、「エスピーアイ」といいます。）よりスターバックスコーヒー ストアにおける商標、意匠、マーク、技術及びノウハウの使用許諾を、また、スターバックス・コーポレーションよりコーヒー豆や他のスペシャルティ商品の供給を受けております。対象者の有価証券報告書で開示されているとおり、本ライセンス契約は平成33年3月31日に終了し、契約期間終了時の自動更新の定めはありません。

スターバックスコーヒー ストアの重要なコンセプトは、「サードプレイス（お客様の職場と家庭との間にあって、いつでも安心してくつろげる第三の場所）」を提供することです。対象者は、このコンセプトのもと、美味しく香るコーヒーと共にくつろぎの時間を過ごす独自の文化を広め、今では日本全国で1,000を超える店舗を展開するに至っております。また、最近では、お客様の多様なライフスタイルに合わせた新しい商品やサービスを提供しております。パソコンやスマートフォンでスターバックスの家庭用コーヒー商品等をお買い求めいただける「Starbucks Online Store」の展開がその一例です。こういった市場開拓の努力によって、スターバックス・ブランドは、日本のお客様に広く浸透していきました。

他方で、対象者は、コーヒーショップチェーンから多様な販売チャネルを有する小売業者まで、様々な競合他社との競争にさらされています。対象者が、この厳しい競争に生き残り、成長を続けるには、革新的に事業を拡大していくことが必要となっています。

スターバックス・コーポレーション及びサザビーリーグは、度重なる協議を経て、平成26年7月下旬、対象者の継続的な成長と革新を達成するには、スターバックス・コーポレーションの単独の傘下で対象者を経営するという可能性を追求することが最善である、という考えで一致するに至りました。競争の厳しい日本のマーケットを勝ち抜き、事業を一層拡大するためには、お客様の多様なニーズに迅速に応え、お客様を魅了し続けていくことが重要な鍵となります。この目標を達成するには、スターバックス・コーポレーションと対象者が、個々に独立した公開企業であり続けるのではなく、完全に一体となって事業を展開することが非常に重要となります。

かかる考えのもと、スターバックス・コーポレーションは、対象者を完全子会社化する検討を進めました。スターバックス・コーポレーションは、対象者が同社の完全子会社にならない限り、本ライセンス契約を平成33年3月31日の期間満了をもって終了させ更新しないことを前提としています。本ライセンス契約においては、契約終了に伴い、スターバックス・コーヒー・インターナショナルが対象者の店舗の資産を公正な時価で取得することができる旨が定められており、これを行えば、単純な手法により独占的なライセンスを解消することが可能です。しかしながら、スターバックス・コーポレーションは、以下の理由により、二段階公開買付けのストラクチャーを提案することを決めました。

仮にスターバックス・コーヒー・インターナショナルが対象者の店舗の資産を取得する場合、対象者の全ての株主が持株比率に応じて1株当たり同額の対価を受け取ることとなります。これに対して、スターバックス・コーポレーションが提案する本取引によれば、サザビーリーグ以外の株主の皆様が受け取る1株当たりの対価が、サザビーリーグが受け取る1株当たりの対価より相当高い金額となります。なお、最終的に決まったサザビーリーグ以外の株主の皆様が受け取る1株当たりの対価（第二回公開買付価格）は、サザビーリーグが受け取る1株当たりの対価（第一回公開買付価格）より500円（51.8%）高い価格となっております。

仮にスターバックス・コーヒー・インターナショナルが対象者の店舗の資産を取得する場合、対象者の譲渡益に課税されるため、最終的に対象者株主の皆様が受け取る対価が減ってしまうこととなります。

スターバックス・コーポレーションは、平成26年8月上旬に、対象者の代表取締役最高経営責任者である関根純氏に対して、対象者を完全子会社とする可能性について非公式な打診を行った後、平成26年8月15日、同氏に対して、二段階公開買付けを用いて対象者を完全子会社とする提案を正式に行いました。この提案を受けて、両社は、それぞれの財務アドバイザー及び法務アドバイザーを交えて、複数回にわたり交渉を行いました。具体的には、平成26年8月中旬から下旬にかけて、スターバックス・コーポレーションが対象者に対するデュー・ディリジェンスを実施し、またこれと並行して本取引の意義・目的、及び本取引後の経営方針に関する協議を行いました。また平成26年9月上旬より、第二回公開買付価格の考え方について、スターバックス・コーポレーションの財務アドバイザーであるゴー

ルドマン・サックス証券株式会社（以下、「ゴールドマン・サックス」といいます。）より説明を受けたうえで第二回公開買付価格に関する交渉を開始し、また並行して本取引の諸条件に関する協議及び交渉を開始しました。平成26年9月中旬には、スターバックス・コーポレーションの担当者が来日し、対象者と直接の交渉を行いました。

なお、スターバックス・コーポレーションは、財務アドバイザーとしてゴールドマン・サックス、法務アドバイザーとしてレイサム アンド ワトキンス外国法共同事業法律事務所（以下、「レイサムアンドワトキンス」といいます。）を起用しており、対象者は、財務アドバイザーとして株式会社KPMG FAS（以下、「KPMG FAS」といいます。）法務アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所（以下、「NO&T」といいます。）を起用しております。また、対象者取締役会は、平成26年8月26日、第三者委員会を設置いたしました。なお、第三者委員会の詳細は、下記「（6）買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

対象者の取締役2名（角田雄二氏及び森正督氏）及び監査役1名（吉村秀實氏）はサザビーリーグ出身者であり、他の監査役1名（榎本幸雄氏）はサザビーリーグの顧問を務めております。下記「（4）公開買付け及び対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」で説明するとおり、サザビーリーグは、第一回公開買付けが成立した場合、その決済の開始日をもって角田雄二氏、森正督氏、榎本幸雄氏が対象者の取締役又は監査役から辞任すること、及び当該決済の開始日後最初の株主総会終結のときをもって吉村秀實氏が対象者の監査役から辞任することに合意しております。スターバックス・コーポレーションは、対象者が完全子会社となった後も、これらの役員の辞任を除き、基本的に現経営陣及び従業員に対象者の事業運営にあたっていただくことを考えております。

（3）第一回公開買付価格の決定

スターバックス・コーポレーションはサザビーリーグとの間で独立当事者間の交渉を行い、サザビーリーグは、その所有する対象者の普通株式57,000,000株を1株965円で売却することに合意しました。そこで、公開買付者は第一回公開買付価格を1株当たり965円としております。第一回公開買付けでは、サザビーリーグのみが応募することが想定されております。

第一回公開買付価格である1株当たり965円は、公開買付者による第一回公開買付けの公表日の前営業日である平成26年9月22日（以下、「本基準日」といいます。）の東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）（以下、「ジャスダック」といいます。）における対象者の普通株式の終値1,399円に対して31.0%（小数点以下第二位を四捨五入、以下、プレミアム率及びディスカウント率の数値において同じです。）本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値1,313円（小数点以下切捨て、以下、終値平均値の計算において同じです。）に対して26.5%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値1,227円に対して21.4%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値1,171円に対して17.6%のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

本新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額（306.50円）は第一回公開買付価格を下回っております。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付け等の価格を、第一回公開買付価格である965円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である65,850円と決定いたしました。

本新株予約権は、対象者の従業員に発行されたものです。本新株予約権は、平成25年10月1日付けの1株を100株とする株式分割により、100株単位で行使されます。本新株予約権の譲渡は禁止されているため、本新株予約権を譲渡するには、譲渡可能となるよう新株予約権割当契約書を変更することについて、対象者から承認を得る必要があります。本新株予約権を譲渡可能とする旨契約書を変更した場合には、本新株予約権の税務上の取扱いが変更されます。対象者は、新株予約権者が第一回公開買付けに応募するために新株予約権割当契約書の変更を要請する場合には、当該変更を承認する予定とのことです。

（4）公開買付け及び対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者、スターバックス・コーポレーション、サザビーリーグ及び対象者は、平成26年9月24日付けで公開買付けに関する契約（以下、「本公開買付契約」といいます。）を締結しました。サザビーリーグは、本公開買付契約において、第一回公開買付けにおいて、サザビーリーグ所有株式の全て（57,000,000株、株式所有割合39.52%）を応募すること、並びに第一回公開買付けが成立した場合、第一回公開買付けの決済の開始日をもって、対象者取締

役である角田雄二氏及び森正督氏並びに対象者監査役である榎本幸雄氏が辞任すること、及び当該決済の開始日後に最初に開催される株主総会終結のときをもって、対象者監査役である吉村秀實氏が辞任することに合意しています。また、対象者は、本公開買付契約において、第二回公開買付けの決済の開始日までの間、公開買付者の同意を得ることなく対象者の通常業務の範囲を超える重要な行為（法令等の定めに基づくものを除きます。）を行わない旨を合意しています。

また、公開買付者は、エスシーアイ・ベンチャーズが、スターバックス所有株式（57,000,000株、株式所有割合39.52%）を本件両公開買付けに応募しない旨を確認しております。

（５）第二回公開買付けに関する事項

第二回公開買付けの概要

上記「（１）公開買付けの概要」において述べたとおり、第一回公開買付けが成立した場合、公開買付者は、対象者の普通株式の全て（公開買付者が所有する株式及びスターバックス所有株式を除きます。）を取得することを目的として、第二回公開買付けを実施する予定です。なお、第二回公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定いたしませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

第二回公開買付けの買付け等の期間（以下、「第二回公開買付期間」といいます。）は平成26年11月10日から平成26年12月22日（30営業日）とする予定です。但し、公開買付者は、第一回公開買付けの買付け等の期間（以下、「第一回公開買付期間」又は単に「公開買付期間」といいます。）のやむを得ない延長その他これに準ずるやむを得ない事由が生じた場合には、第二回公開買付けの開始の延期及び第二回公開買付期間の変更（但し、第二回公開買付期間は30営業日を下回らないものとします。）を行う可能性があります。この場合、公開買付者は、実務的に可能な範囲で、第二回公開買付けを速やかに開始する予定です。

なお、第一回公開買付けが成立しなかった場合には、第二回公開買付けは実施されません。

第二回公開買付けは、サザビーリーグ以外の対象者株主の皆様へ、第一回公開買付価格965円よりも500円（51.8%）高く、また市場価格にプレミアムが付された価格で、対象者の普通株式を売却する機会を提供するものです。公開買付者は、第二回公開買付けによって、残りの対象者の普通株式の全て（公開買付者が所有する株式及びスターバックス所有株式を除きます。）を取得することを目的としています。

第一回公開買付価格及び第二回公開買付価格が異なる理由

公開買付者は、スターバックス所有株式を除く対象者の普通株式の全てを取得することを企図しております。スターバックス・コーポレーションは、サザビーリーグとの間で、サザビーリーグ所有株式を取得することについて交渉し、1株当たり965円の第一回公開買付価格にて取得することで合意に達しました。並行して、スターバックス・コーポレーションは、他の株主の皆様へ市場価格にプレミアムを乗せた価格での売却機会を提供することを目的として、対象者との間で、これらの株主の皆様が所有する株式を、第一回公開買付価格よりも相当高い価格にて取得することについて交渉しました。第一回公開買付価格及び第二回公開買付価格が異なるのは、このように、スターバックス・コーポレーションが別の相手方との間で異なる目的をもって行った交渉を経て決められた価格であること、及びサザビーリーグが受け取る1株当たりの対価が他の株主の皆様よりも低くなることを同社が了解したことによるものです。

二段階公開買付けを実施する理由

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）上、公開買付者は、サザビーリーグ及び他の株主の皆様から対象者の普通株式を取得する場合は公開買付けを実施する必要があります。一つの公開買付けにおいて同一種類の株式に対して異なる買付け等の価格を設定することや、異なる買付け等の価格での公開買付けを同時に実施することは、許容されておりません。そのため、公開買付者は、二段階で、サザビーリーグ所有株式を第二回公開買付価格より低い価格にて取得することを目的とする第一回公開買付けに続けて、残りの株式を他の株主の皆様から第一回公開買付価格より高い価格にて取得することを目的とする第二回公開買付けを実施することとしました。

第二回公開買付価格の決定

公開買付者及びスターバックス・コーポレーションによる第二回公開買付価格の決定に際して、スターバックス・コーポレーションは、ゴールドマン・サックスに対して、財務アドバイザーとしての助言を依頼し、また、レイサムアンドワトキンスを法務アドバイザーとして選任し、同事務所による法的助言を得ております。これらの助言を踏まえて、スターバックス・コーポレーションは、慎重に議論・検討を重ねてまいりました。

第二回公開買付価格は、これらのアドバイザーの助言を参考にしつつ、対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による第二回公開買付けへの賛同の可否、及び第二回公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの事例等も踏まえ、総合的に勘案し、また、スターバックス・コーポレーション及び対象者との協議や交渉を踏まえたうえ、決定されたものです。

第二回公開買付価格である1株当たり1,465円は、本基準日のジャスダックにおける対象者の普通株式の終値1,399円に対して4.7%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値1,313円に対して11.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値1,227円に対して19.4%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値1,171円に対して25.1%のプレミアムを加えた金額となります。

本新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額(306.50円)は第二回公開買付価格を下回っています。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付け等の価格を、第二回公開買付価格である1,465円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である115,850円と決定いたしました。

本新株予約権は、対象者の従業員に発行されたものです。本新株予約権は、平成25年10月1日付けの1株を100株とする株式分割により、100株単位で行使されます。本新株予約権の譲渡は禁止されているため、本新株予約権を譲渡するには、譲渡可能となるよう新株予約権割当契約書を変更することについて、対象者から承認を得る必要があります。本新株予約権を譲渡可能とする旨契約書を変更した場合には、本新株予約権の税務上の取扱いが変更されます。対象者は、新株予約権者が第二回公開買付けに応募するために新株予約権割当契約書の変更を要請する場合には、当該変更を承認する予定とのことです。

(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等公開買付けの公正性を担保するための措置

()対象者は、スターバックス・コーポレーションの関連会社であり、かつ、取締役5名のうち2名及び監査役4名のうち1名がスターバックス・コーポレーションの役員を兼務していること、()対象者は、サザビリーリーグの関連会社であり、かつ、対象者の取締役5名のうち2名及び監査役4名のうち1名がサザビリーリーグ出身者であり、また、他の監査役1名はサザビリーリーグの顧問であること、さらに()第一回公開買付けが成立した場合には、対象者はスターバックス・コーポレーションの子会社となることに照らし、対象者は、本件両公開買付けの公正性を担保するための措置(第二回公開買付価格の公正性を担保するための措置を含みます。)及び利益相反を回避するための措置等として、以下に述べる措置を講じているとのことです。

独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによりますと、対象者取締役会は、公開買付者から提示された第二回公開買付価格を検討し、第二回公開買付けに関する意見を決定するにあたり、公正性を担保するための措置として、対象者及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した第三者算定機関であるKPMG FASに対象者の株式価値の算定を依頼し、平成26年9月24日付けで対象者の普通株式価値に関する株式価値算定書(以下、「対象者算定書」といいます。)を取得したとのことです。KPMG FASは、公開買付者又は対象者の関連当事者には該当せず、本件両公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、KPMG FASから第二回公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得していないとのことです。

KPMG FASは、対象者の株式価値を算定するにあたり、対象者から事業の現状、将来の事業計画、及び本ライセンス契約等の開示を得るとともに、それらに関する説明を受け、さらに対象者へのマネジメント・インタビューを実施したうえで、対象者の株式価値を分析しているとのことです。KPMG FASは、株式価値の評価手法としてディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法(以下、「DCF法」といいます。)及び市場株価平均法を採用しており、当該手法に基づいて算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値の評価範囲は以下のとおりとのことです。

DCF法 : 852円~1,086円

市場株価平均法 : 1,171円~1,399円

DCF法では、対象者が本ライセンス契約の終了期限である平成33年3月31日まで事業を継続し、その後対象者の店舗資産をスターバックス・コーヒー・インターナショナルに売却する前提に基づいて、株式価値の分析を行っ

ているとのことです。これは、上記「(2)公開買付けの実施を決定するに至った背景及び公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、スターバックス・コーポレーションは、対象者が同社の完全子会社にならない限り、本ライセンス契約を平成33年3月31日の期間満了をもって終了させ更新しないことを前提としていること、並びに本ライセンス契約終了後に対象者がスターバックス・コーヒー・インターナショナルに対して負う競業禁止義務等の状況を踏まえたものとのことです。

平成33年3月31日までの財務予測（以下、「本財務予測」といいます。）については、以下の前提に基づいているとのことです。すなわち当初3ヵ年間については、対象者が作成した平成27年3月期から平成29年3月期までの事業計画を使用し、残りの期間については、対象者の置いた前提（既存店舗の対前年比売上高成長率0.0%～2.0%等）に基づく損益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを計算しているとのことです。また、本財務予測期間以降の価値については、本ライセンス契約に規定されているスターバックス・コーヒー・インターナショナルの対象者店舗資産の買取権に係る条項に従って算定される価格として1,310億円～1,746億円（税引前、時間価値考慮前）を算定し、当該価格でスターバックス・コーヒー・インターナショナルに対して対象者店舗資産を売却する前提で、上記DCF法に基づく分析を行っているとのことです。

本財務予測の内容（平成30年3月期以降の既存店舗の対前年比売上高成長率を1.0%としたもの）は以下のとおりです。本財務予測期間においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。なお、本財務予測は本取引の実行を前提としたものではなく、したがって、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮していないとのことです。

（単位：百万円）

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期	平成30年3月期	平成31年3月期	平成32年3月期	平成33年3月期
売上高	137,700	143,854	153,708	164,745	175,893	187,151	198,523
営業利益	13,050	12,050	13,050	14,306	15,948	17,487	19,464
EBITDA	17,872	17,472	19,172	20,788	22,700	24,442	26,570
フリー・キャッシュ・フロー	5,452	5,588	5,564	6,788	8,148	9,473	10,919

なお、割引率については、対象者が属する日本の資本市場の状況や、上場類似会社の市場データ等を考慮して算定された4.8%～5.8%を採用しているとのことです。この結果、対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲を852円～1,086円と算定しているとのことです。

市場株価平均法では、平成26年9月22日を基準日として、ジャスダックにおける対象者の普通株式の直近1ヶ月間の終値の単純平均値1,313円（小数点以下切捨て、以下、単純平均値の計算において同じです。）直近3ヶ月間の終値の単純平均値1,227円、直近6ヶ月間の終値の単純平均値1,171円、及び基準日の終値1,399円を基に、1株当たりの株式価値の範囲を1,171円～1,399円と算定しているとのことです。

なお、対象者は平成26年9月11日に、ジャスダックの適時開示基準に従い、業績予想の修正を開示しておりますが、当該業績予想の修正は本取引に関連して、又は本取引を意図して行われたものではありません。KPMG FASがDCF法における算定の基礎とした平成27年3月期の事業計画は、当該業績修正後の財務予測が使用されており、市場株価平均法においても、平成26年9月11日以降の対象者の普通株式の市場株価についてもその算定の対象に含まれているとのことです。

第三者委員会の設置及び意見の入手

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第370条の規定に基づいて成立したものとみなされる平成26年8月26日付け対象者の取締役会決議により、本件両公開買付けに関する対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を担保し、意思決定の恣意性を排除する観点から、()第一回公開買付け及び第二回公開買付けを実施することに関して、対象者取締役会がそれぞれ行う意見表明の決議（以下、「本意見表明決議」といいます。）を行う場合にそれらの参考意見を徴する目的で第三者委員会を設置すること、()第三者委員会は、対象者の業務執行を行う経営陣から独立している対象者社外役員（社外役員であった者を含む。）弁護士、公認会計士、学識経験者、会社役員経験者等の有識者3名以上により構成されること等、及び()対象者取締役会は第三者委員会から得られる答申を最大限尊重しなければならないこととしたうえで、第三者委員会に対して、本件両公開買付けを含む本取引の目的、交渉過程の手続き、第一回公開買付け及び第二回公開買付けそれぞれにおける買付け等の価格その他本取引において交付されることが予定されている対価の公正性、本件両公開買付けを含む本取引による企業価値向上の観点等から、対象者取締役会が本意

見表明決議を行うことが対象者の一般株主（対象者の親会社となるエスシーアイ・ベンチャーズ及びその子会社である公開買付者その他有価証券上場規程施行規則第436条の3に定める者以外の対象者株主（但し、サザビリーグを除きます。）をいいます。以下、同じです。）にとって不利益でないか否かについて答申すること（以下、「本件委嘱事項」といいます。）を諮問することを決定したとのことです。かかる決議に基づき、対象者は、対象者及び公開買付者から独立性の高い、石川順道氏（対象者社外監査役、独立役員）露木正人氏（露木・山本税理士事務所、露木公認会計士事務所 公認会計士、税理士）及び松本久幸氏（株式会社Stand By C代表取締役パートナー公認会計士）を第三者委員会の委員として選任したとのことです。なお、対象者は、当初から上記の3氏を第三者委員会の委員として選定しており、第三者委員会の委員を変更した事実はないとのことです。

第三者委員会は、平成26年8月28日より平成26年9月22日までの間に合計5回開催され、本件委嘱事項についての協議及び検討を行ったとのことです。第三者委員会における協議及び検討に際しては、対象者から、対象者の事業計画、スターバックス・コーポレーショングループの提案内容及び本取引の対象者企業価値に与える影響等についての説明がなされたうえでそれらに関し質疑応答が実施され、KPMG FASから、株式価値算定の結果についての説明がなされたうえで当該説明及び質疑応答が実施され、NO&Tから、本取引に関する対象者の意思決定過程その他の事項についての説明がなされたうえで質疑応答が実施され、そのほか、対象者及び対象者のアドバイザーと接触することにより得た情報及び資料並びに一般に入手可能な公表情報及び公表資料等により、本取引に関する情報収集等が行われたとのことです。

かかる協議及び検討の結果、第三者委員会は、委員全員一致の決議により、対象者取締役会に対して、本件両公開買付けを含む本取引の目的、交渉過程の手続き、第一回公開買付け及び第二回公開買付けそれぞれにおける買付け等の価格その他本取引において交付されることが予定されている対価の公正性、本件両公開買付けを含む本取引による企業価値向上の観点等から、対象者取締役会が、第一回公開買付けに賛同の意見を表明すること、第一回公開買付けの妥当性については意見を留保し、対象者の普通株式を保有する株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様判断に委ねること、第一回公開買付けに係る本新株予約権の買付け等の価格の妥当性については意見を留保し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様判断に委ねること、第二回公開買付けが行われた場合には、第二回公開買付けに賛同し、かつ、対象者の普通株式を保有する株主の皆様に対して第二回公開買付けに応募することを推奨し、本新株予約権を保有する新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付け等の価格の妥当性については相当と考えるものの、第二回公開買付けに応募するか否かについては新株予約権者の皆様判断に委ねる旨の意見を表明することは、平成26年9月24日時点の状況に基づく判断として、対象者の一般株主にとって不利益ではないと考える旨の答申を平成26年9月24日付けで行い、同日付けでその旨の答申書を提出したとのことです。

第三者委員会から受領した答申書によれば、第三者委員会が上記の答申を行うにあたり考慮した主要な要素は以下のとおりであるとのことです。

- (i) 本取引の目的（本取引に賛同する理由）として対象者から説明された、本ライセンス契約を更新させ対象者が現在営む事業を安定的に継続し、対象者の企業価値及び従業員の雇用を将来に亘り維持していくという観点から、本取引は対象者にとって必要かつ有益なものであり、本取引により、スターバックス・コーポレーションと完全に一体化し、迅速な意思決定のもと統一的な事業戦略を推進することにより、お客様の多様なニーズや市場の変化に素早く対応しお客様を魅了し続け、厳しい競争に勝ち抜いていくことが可能となり、本取引は、スターバックス・コーポレーショングループにとって日本が重要なマーケットであり対象者の更なる成長の可能性に対する投資であることを意味しており、その支援のもと短期的な業績や株価にとらわれず中長期的な事業の拡大、成長を追求できることにより対象者の企業価値の向上につながると考えられ、上場に伴って継続的に生じる上場維持コストを削減し、また、管理コストを減少させることができるという内容、並びに本取引の目的に関して第三者委員会からスターバックス・コーポレーショングループになされた質問に対する回答の内容に、特段不合理な点は認められず、本件両公開買付けを含む本取引の目的は一定の合理性をもつと考えられること。
- (ii) 本取引の交渉過程において、(a) 対象者取締役のうちスターバックス・コーポレーショングループの役職員を兼務している取締役2名（ジョン・カルバー氏及びジェフ・ハンズベリー氏）及びサザビリーグの役職員又は元役職員である取締役2名（角田雄二氏及び森正督氏）は、対象者において本取引を検討する作業、スターバックス・コーポレーショングループを相手方とする交渉等に携わっていないこと、(b) 対象者は、第二回公開買付け価格につき、財務アドバイザーを通じて第二回公開買付け価格についての対象者の考えを伝える等の方法により、買付け価格がより高いものとなるようスターバックス・コーポレーショングループと複数回の協議及び交渉を重ねたこと、(c) 対象者は、対象者及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した法務アドバイザーであるNO&Tを選任し、本件両公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他留意点についての法的助言を受けていること、並びに(d) 対象者は第三者委員会

- を立ち上げ、一般株主に不利益がないか否かについて第三者委員会から答申を受けることという対策を講じており、対象者は、本取引についての手続きの公正性及び適正性を担保するために慎重に対応していること。
- (iii) 第一回公開買付価格については、(a) 第一回公開買付けは一般株主及び本新株予約権者による応募は想定されていないこと、(b) 一般株主のために、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付価格よりも500円(51.8%)高い価格を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であること。
- 第二回公開買付価格については、(a) 対象者は、対象者及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した財務アドバイザーであるKPMG FASを対象者の普通株式価値の第三者算定機関として選定し、KPMG FASより、対象者算定書を取得していること、(b) KPMG FASは、対象者算定書において、対象者の1株当たりの株式価値を、市場株価平均法では1,171円~1,399円と、DCF法では852円~1,086円と算定しており、この株式価値の算定につき、KPMG FASが行った説明において、特に不合理な点は認められなかったこと、(c) KPMG FASが株式価値を算定するにあたり前提とした事業計画、本ライセンス契約終了後の想定、その他各種の変数等について、第二回公開買付価格が不合理に低く算定されるような前提を置いたというような事実は特に見当たらなかったこと、(d) 第二回公開買付価格は、対象者算定書において、本取引がなされなかった場合を前提としてDCF法によって算定された1株当たりの株式価値である852円~1,086円に対して、34.9%~71.9%高い水準であること、(e) 第二回公開買付価格は、本基準日のジャスダックにおける対象者の普通株式の終値1,399円に対して4.7%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,313円に対して11.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,227円に対して19.4%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,171円に対して25.1%のプレミアムを加えた金額となっていること、また、当該プレミアムについては、一般的なスクイズ・アウト案件における平均的な水準よりも低い水準であると考えられるが、これについては、本取引の提案にあたり、スターバックス・コーポレーショングループが前提としている、対象者がスターバックス・コーポレーショングループの完全子会社とならない限り、本ライセンス契約が平成33年3月31日に期間満了となって更新されないという事情を前提とした場合には、市場株価が現状のものとは異なるものとなる可能性が想定されることが主因と考えられ、そのことを考慮すると、当該プレミアム水準だけをもって第二回公開買付価格に公正性がないとは言えないとの判断に至ったこと、(f) 上場以降これまでの対象者の普通株式に係るジャスダックでの取引価格(平成25年10月1日付けの株式分割前においては、当該株式分割による調整後の取引価格)を上回る価格であること、(g) KPMG FASによれば、本ライセンス契約の終了に際して、本ライセンス契約に規定されているスターバックス・コーヒー・インターナショナルの対象者店舗資産の買取権が行使されることによる売却対価を含む一般株主の皆様への分配金額よりも、本取引により一般株主の皆様が受け取る対価のほうが高い金額となることが想定されていること、(h) 第二回公開買付価格は、サザビーリーグが応募する予定である第一回公開買付価格965円に対して500円(51.8%)高い金額となっており、対象者の大株主であるサザビーリーグと比しても一般株主は有利な対価を受け取ることができること、(i) 利益相反を回避する措置が講じられたうえで、対象者とスターバックス・コーポレーショングループが独立した当事者として複数回協議及び交渉を重ねたうえで決定された価格であること、また、対象者とスターバックス・コーポレーショングループとの協議及び交渉によって、スターバックス・コーポレーショングループからの当初提案価格よりも高い買付価格が第二回公開買付価格として決定されるに至ったこと、(j) 平成26年9月11日に、最近の業績の動向等を踏まえ、業績予想の上方修正を行っていることを含め、対象者とスターバックス・コーポレーショングループの交渉が開始された時点以降も、市場に対する情報の開示について恣意的な作為・不作為は認められないこと、並びに(k) 本新株予約権に係る買付け等の価格については、第二回公開買付価格と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額であるものの、第二回公開買付けに応募した場合には新株予約権者に対する税務上の取扱いが変更となり、新株予約権者に対し不利益が生じる可能性があること。
- (iv) 対象者から説明を受けた、本件両公開買付けを含む本取引により、(a) 本ライセンス契約を更新させ対象者が現在営む事業を継続させることが、対象者の企業価値を長期的に維持・向上させることに繋がるものと考えられ、また、(b) 本取引により、スターバックス・コーポレーションの完全子会社となってスターバックス・コーポレーションと完全に一体となって事業を展開することにより、顧客の多様なニーズに迅速に対応することができ、厳しい競争に勝ち抜いていくことが可能となり、対象者の企業価値が向上していくことが期待されているという内容に、特段不合理な点は認められず、本件両公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上するという対象者の判断に特段の不合理はないと認められること。
- (v) スターバックス・コーポレーショングループ以外の対象者の株主に対して、本件両公開買付け後、本取引の過程で実施されることが予定されている全部取得条項付種類株式その他の方法による本完全子会社化手続きにおいては、株主に交付されることになる金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定されることが予定されており、かかる予定は本件両

公開買付けの過程において説明・開示されること。

- (vi)その他、(a)第一回公開買付け期間については、21営業日を設定しているが、これは、第一回公開買付けはサザビーリーグのみが応募することが想定される一方で一般株主による応募は想定されていないためであり、対象者の一般株主に本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を奪うものではなく、対象者株券等について公開買付け以外の者による対抗的な買付け等を行う機会を奪うものではないこと、(b)第二回公開買付け期間については、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日という比較的長期間に設定する予定とのことであり、かつ、公開買付け者は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表していることにより、株主の熟慮期間、対抗者の出現の可能性等について配慮がなされていること、及び(c)第一回公開買付け期間及び第二回公開買付け期間中に対抗者が出現した場合、当該対抗者と対象者が接触することを禁じるような合意は存在しないこと。

法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、本件両公開買付けを含む本取引に係る審議に慎重を期し、本件両公開買付けにおける対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、対象者及びスターバックス・コーポレーショングループから独立した法務アドバイザーであるNO&Tから、本件両公開買付けに関する意見表明についての意思決定過程、意思決定方法その他留意点について法的助言を受けているとのことです。

利害関係を有しない取締役全員（全1名）の承認及び監査役全員（全1名）の同意

対象者プレスリリースによりますと、対象者は、KPMG FAS及びNO&Tによる助言を受けつつ、対象者の企業価値については株主共同の利益の観点から、本件両公開買付けの買付条件（本件両公開買付けにおける買付け等の価格及び本新株予約権1個当たりの買付け等の価格を含みます。）の妥当性及び本取引の一連の手続きの公正性といった点について慎重に検討を行うとともに、スターバックス・コーポレーションとの間で、本取引の意義・目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等について、複数回にわたり、慎重に協議・交渉を重ね、上記第三者委員会の答申内容及び対象者算定書の内容等を踏まえて、慎重に協議・検討したとのことです。

その結果、対象者は、平成26年9月24日開催の対象者取締役会において、スターバックス・コーポレーションのグループ・プレジデント及びスターバックス・コーヒー・インターナショナルのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントを兼任するジョン・カルバー氏、スターバックス・コーポレーションのプレジデント及びスターバックス・コーヒー・インターナショナルのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントを兼任するジェフ・ハンズベリー氏、かつてサザビーリーグの取締役であった角田雄二氏、並びにサザビーリーグの代表取締役社長を兼任する森正督氏を除く取締役（全1名）の賛成により、平成26年9月24日開催の取締役会において、対象者は、本ライセンス契約を更新させ対象者が現在営む事業を安定的に継続し、対象者の企業価値及び従業員の雇用を将来に亘り維持していくという観点から、本取引は対象者にとって必要かつ有益なものであり、本取引により、スターバックス・コーポレーションと完全に一体化し、迅速な意思決定のもと統一的な事業戦略を推進することにより、お客様の多様なニーズや市場の変化に素早く対応しお客様を魅了し続け、厳しい競争に勝ち抜いていくことが可能となり、本取引は、スターバックス・コーポレーショングループにとって日本が重要なマーケットであり対象者の更なる成長の可能性に対する投資であることを意味しており、その支援のもと短期的な業績や株価にとらわれず中長期的な事業の拡大、成長を追求できることにより対象者の企業価値の向上につながると考えられ、上場に伴って継続的に生じる上場維持コストを削減し、また、管理コストを減少させることができると判断したとのことです。また、第一回公開買付け価格については、(i)サザビーリーグと公開買付け者との交渉により両社で合意したものであり、第一回公開買付けはサザビーリーグのみが応募することが想定される一方で一般株主の皆様による応募は想定されていないこと、(ii)一般株主の皆様のために、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付け価格よりも500円（51.8%）高い価格を買付価格として第二回公開買付けが実施される予定であること、(iii)本新株予約権に係る買付け等の価格が、第一回公開買付け価格と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額であること等を踏まえ、第一回公開買付けについては対象者としての判断を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かは株主及び新株予約権者の皆様の判断に委ねるのが妥当であると判断したとのことです。第二回公開買付け価格については、(i)上記「独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているKPMG FASによる対象者の普通株式の株式価値の算定結果のうち、本ライセンス契約の終了を前提として算定されたDCF法に基づく算定結果、及び市場株価平均法に基づく算定結果のいずれも上回っていること、(ii)平成26年9月17日に記録した対象者の普通株式の上場来最高値である1,448円を上回っていること、(iii)本基準日のジャスダックにおける対象者の普通株式の終値1,399円に対して4.7%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値1,313円に対して11.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値1,227円に対して19.4%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値1,171円に対して25.1%のプレミアムを加えた金額となっていること、() KPMG FASによれば、本ライセンス契約の

終了に際して、本ライセンス契約に規定されているスターバックス・コーヒー・インターナショナルの対象者店舗資産の買取権が行使されることによる売却対価を含む一般株主の皆様への分配金額よりも、本取引により一般株主の皆様が受け取る対価のほうが高い金額となると考えられること、(v) 第二回公開買付価格は、サザビーリーグが応募する予定である第一回公開買付価格よりも500円(51.8%)高い金額であること、()本項に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、一般株主の皆様の利益への配慮がなされていると認められること、及び()本項記載の利益相反を解消するための措置が採られたうえで、対象者とスターバックス・コーポレーションの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われたうえで決定された価格であること、()本新株予約権に係る買付け等の価格については、第二回公開買付価格と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額であるものの、第二回公開買付けに応募した場合には新株予約権者の皆様に対する税務上の取扱いが変更となり、新株予約権者の皆様に対し不利益が生じる可能性があることから、(i)から()までを踏まえ、第二回公開買付けは、対象者の株主の皆様に対しては合理的な株式の売却の機会を提供するものであるものの、新株予約権者の皆様に対しては、第二回公開買付けに係る本新株予約権の買付け等の価格の妥当性については相当と考えるものの、応募推奨を行うことは相当ではないとの判断に基づき、上記「(1)公開買付けの概要」に記載の内容の決議をしたとのことです。

なお、対象者の取締役5名のうちジョン・カルバー氏、ジェフ・ハンズベリー氏、角田雄二氏、及び森正督氏の4名については、本取引に関する取締役会決議について特別の利害関係を有する者として、上記取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、定足数にも算入されていないとのことです。また、利益相反の疑いを回避し、本件両公開買付けの公正性を担保する観点から、いずれも、対象者の立場において、本取引の検討、本取引に関する公開買付けとの協議・交渉に参加していないとのことです。また、対象者の監査役4名のうち、かつてサザビーリーグの取締役であった吉村秀實氏、サザビーリーグの顧問である榎本幸雄氏、並びにスターバックス・コーポレーションのシニア・ヴァイス・プレジデント並びにエスピーアイのディレクター、チーフ・ファイナンシャル・オフィサー及びシニア・ヴァイス・プレジデントであるチャールズ・ジェムリー氏の3名は、本件両公開買付けの公正性を担保する観点から、上記取締役会を含む、本取引に関するいずれの取締役会にも出席しておらず、上記取締役会には、当該3名を除く対象者の監査役(全1名)が出席し、当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

買付け等の期間及び他の買付けからの買付け機会

公開買付け者は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、公開買付け者は、第一回公開買付け期間については、21営業日を設定しております。第一回公開買付け期間は比較的短期間ですが、これは、第一回公開買付けはサザビーリーグのみが応募することが想定される一方で一般株主及び新株予約権者の皆様による応募は想定されていないためであり、対象者の一般株主及び新株予約権者の皆様に本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を奪うものではなく、対象者株券等について公開買付け以外の者による対抗的な買付け等を行う機会を奪うものでもありません。公開買付け者は、第二回公開買付け期間については、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定することを予定しています。公開買付け者は、第一回公開買付けと同時に第二回公開買付けの実施を公表し、かつ、第二回公開買付け期間を比較的長期に設定することにより、対象者の一般株主及び新株予約権者の皆様に本件両公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株券等について公開買付け以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本件両公開買付けの公正性を担保することを企図しております。

(7) 本件両公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付け者は、上記「(1)公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者の発行済株式(スターバックス所有株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者をスターバックス・コーポレーションの完全子会社とすることを目的としています。本件両公開買付けによって、スターバックス所有株式を除く対象者の普通株式の全てを取得できなかった場合、公開買付け者は、対象者に、後述する本完全子会社化手続きの実施を要請する予定であります。第一回公開買付けが成立しなかった場合には、公開買付け者は、第二回公開買付けを実施せず、また対象者に本完全子会社化手続きの実施は要請いたしません。

第二回公開買付けが成立した後、公開買付け者は、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じで

す。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び 対象者の当該普通株式(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)の全部の取得と引き換えに別の種類の対象者の株式を交付することに係る議案を、平成27年2月開催予定の対象者の臨時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)に上程すること、並びに上記 の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会(以下、「本種類株主総会」といいます。)を本株主総会と同日に開催することを対象者に要請する予定です。なお、公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズは、本株主総会及び本種類株主総会の時点ではこれらの決議を可決するために必要な数の株式を所有しており、上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続きが実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付されたうえで、全て(但し、対象者が所有する自己株式を除きます。)が対象者に取得されることとなり、対象者の株主(但し、対象者を除きます。)には当該取得の対価として対象者の別の種類株式が交付されることとなりますが、対象者の株主のうち交付されるべき当該別の種類株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続きに従い、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切捨てられます。)に相当する当該別の種類株式を対象者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する当該別の種類株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は未定ですが、対象者は、対象者の株主が公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズのみとなるよう、第一回公開買付け又は第二回公開買付けに応募されなかった対象者の株主に対し交付する対象者の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定する予定です。

上記各手続きに関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i)上記 の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii)上記 の全部取得条項が付された普通株式の全部の取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。かかる買取請求又は価格決定の申立てがあった場合、当該1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。なお、上記(i)の方法については、上記 の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合は、会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。

上記各手続きは、関係法令についての当局の解釈、並びに第二回公開買付け後の対象者の普通株式及び本新株予約権の所有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法を用いたり、実施時期が変更される可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及びエスシーアイ・ベンチャーズを除く対象者の株主の皆様には、最終的に、金銭のみを交付する方法が採用される予定であり、当該金銭の額についても、第二回公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。本完全子会社化手続きの具体的な手続き及び実施時期等については、対象者と協議のうえ、決定次第、対象者より速やかに公表する予定です。

なお、本件両公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様を勧誘するものではありません。

また、本件両公開買付けへの応募若しくは本完全子会社化手続きの実行によって交付される対価としての金銭の受領、又は完全子会社化手続きの実行に係る株式買取請求による買取り等の場合の税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

公開買付者は、本完全子会社化手続きが完了した後、対象者との間で、対象者が存続会社となる合併を予定しております。この合併の具体的な手続き及び実施時期等は、未定です。なお、本件両公開買付けにより取得できなかった本新株予約権の取扱いについても、未定です。

(8) 上場廃止となる見込みがある旨及びその理由

対象者の普通株式は、ジャスダックに上場されております。公開買付者は第一回公開買付けにおいて買付予定数に上限を設定していないため、第一回公開買付けの結果次第では、対象者の普通株式は、ジャスダックの上場廃止基準

に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。公開買付者は第二回公開買付けにおいても買付予定数に上限は設定しない予定ですので、第二回公開買付けの結果次第で、対象者の普通株式は、ジャスダックの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となる可能性があります。第二回公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、上記「(7)本件両公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり対象者が本完全子会社化手続きを実施した場合は、対象者の普通株式はジャスダックの上場廃止基準に従い、所定の手続きを経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式をジャスダックにおいて取引することはできません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

名 称	スターバックス コーヒー ジャパン 株式会社																				
所 在 地	東京都品川区上大崎二丁目 25 番 2 号																				
代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役最高経営責任者(CEO) 関根 純																				
事 業 内 容	コーヒーストアの経営 / コーヒー及び関連商品の販売																				
資 本 金	8,558 百万円 (平成 26 年 6 月 30 日現在)																				
設 立 年 月 日	平成 7 年 10 月 26 日																				
大株主及び持株比率 (平成 26 年 3 月 31 日現在) (注)	<table border="1"> <tr> <td>株式会社サザビーリーグ</td> <td>39.54%</td> </tr> <tr> <td>エスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル</td> <td>39.54%</td> </tr> <tr> <td>ピ・エヌワイエム トリ・テイ・ デイテイテイ 15</td> <td>0.66%</td> </tr> <tr> <td>角田 雄二</td> <td>0.10%</td> </tr> <tr> <td>日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)</td> <td>0.10%</td> </tr> <tr> <td>野村信託銀行株式会社 (投信口)</td> <td>0.07%</td> </tr> <tr> <td>ステート ストリート バンク ウェスト ペンション ファ ンド クライアantz エグゼンプト</td> <td>0.07%</td> </tr> <tr> <td>ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー)アカウン ト ノン トリーティー</td> <td>0.06%</td> </tr> <tr> <td>MSIP CLIENT SECURITIES</td> <td>0.06%</td> </tr> <tr> <td>シンデイ</td> <td>0.05%</td> </tr> </table>	株式会社サザビーリーグ	39.54%	エスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル	39.54%	ピ・エヌワイエム トリ・テイ・ デイテイテイ 15	0.66%	角田 雄二	0.10%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	0.10%	野村信託銀行株式会社 (投信口)	0.07%	ステート ストリート バンク ウェスト ペンション ファ ンド クライアantz エグゼンプト	0.07%	ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー)アカウン ト ノン トリーティー	0.06%	MSIP CLIENT SECURITIES	0.06%	シンデイ	0.05%
株式会社サザビーリーグ	39.54%																				
エスシーアイ・ベンチャーズ・エス・エル	39.54%																				
ピ・エヌワイエム トリ・テイ・ デイテイテイ 15	0.66%																				
角田 雄二	0.10%																				
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	0.10%																				
野村信託銀行株式会社 (投信口)	0.07%																				
ステート ストリート バンク ウェスト ペンション ファ ンド クライアantz エグゼンプト	0.07%																				
ノーザン トラスト カンパニー(エイブイエフシー)アカウン ト ノン トリーティー	0.06%																				
MSIP CLIENT SECURITIES	0.06%																				
シンデイ	0.05%																				
公開買付者と対象者の関係																					
資 本 関 係	公開買付者の完全親会社であるエスシーアイ・ベンチャーズは、対象者の平成 26 年 7 月 31 日現在の発行済株式総数 144,220,600 株の 39.52% (57,000,000 株、小数点以下第三位は四捨五入)を所有する筆頭株主です。																				
人 的 関 係	公開買付者の代表社員エスシーアイ・ベンチャーズの職務執行者 1 名が対象者の取締役に就任しております。また、公開買付者の完全親会社であるスターバックス・コーポレーション及びスターバックス・コーヒー・インターナショナルの役職員 2 名が対象者の取締役に就任し、1 名が監査役に就任しております。																				
取 引 関 係	対象者は、公開買付者の完全親会社であるスターバックス・コーヒー・インターナショナルより、日本国内におきましてスターバックス コーヒー ストアを開発・運営する独占的権利を付与されており、公開買付者の完全親会社であるエスピーアイよりスターバックス コーヒー ストアにおける商標、意匠、マーク、技術及びノウハウの使用許諾を、また、対象者の完全親会社であるスターバックス・コーポレーションよりコーヒー豆等の商品の供給を受けております。																				
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は、対象者の主要株主の子会社であるため、対象者の関連当事者に該当します。																				

(注) 上記「持株比率」は、対象者が平成 26 年 6 月 23 日に提出した第 19 期有価証券報告書に記載された発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

(2) 日程等

日程

公開買付開始公告日	第一回公開買付け：平成26年9月26日（金曜日） 第二回公開買付け：平成26年11月10日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/ ）
公開買付届出書提出日	第一回公開買付け：平成26年9月26日（金曜日） 第二回公開買付け：平成26年11月10日（月曜日）

届出当初の買付け等の期間

第一回公開買付期間：平成26年9月26日（金曜日）から平成26年10月27日（月曜日）まで（21営業日）

第二回公開買付期間：平成26年11月10日（月曜日）から平成26年12月22日（月曜日）まで（30営業日）

第一回公開買付けにおける対象者の請求に基づく延長の可能性

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成26年11月10日（月曜日）まで（30営業日）となります。

(3) 買付け等の価格

第一回公開買付価格

普通株式 1株につき、金 965 円

本新株予約権 1個につき、金 65,850 円

第二回公開買付価格

普通株式 1株につき、金 1,465 円

本新株予約権 1個につき、金 115,850 円

(4) 第一回公開買付け及び第二回公開買付けにおける買付け等の価格の算定根拠等

第一回公開買付価格

() 普通株式

スターバックス・コーポレーションはサザビーリーグとの間で独立当事者間の交渉を行い、サザビーリーグは、その所有する対象者の普通株式57,000,000株を1株965円で売却することに合意しました。そこで、公開買付者は第一回公開買付価格を1株当たり965円としております。第一回公開買付けでは、サザビーリーグのみが応募することが想定されております。

第一回公開買付価格である1株当たり965円は、本基準日のジャスダックにおける対象者の普通株式の終値1,399円に対して31.0%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値1,313円に対して26.5%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値1,227円に対して21.4%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値1,171円に対して17.6%のディスカウントをそれぞれ行った金額となります。

() 本新株予約権

本新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額(306.50円)は第一回公開買付価格を下回っております。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付け等の価格を、第一回公開買付価格である965円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である65,850円と決定いたしました。

第二回公開買付価格

() 普通株式

スターバックス・コーポレーションは、同社が、スターバックス・コーヒー・インターナショナル及びエスシーア

イ・ベンチャーズを通して、全ての議決権を保有する公開買付者を通して、第二回公開買付け及び本完全子会社化手続きを実施し、スターバックス・コーポレーションは本完全子会社化手続き後に対象者の議決権の全てを保有することとなります。そのため、スターバックス・コーポレーションは、第二回公開買付価格を決定するにあたり、スターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、対象者、サザビリー及び公開買付者から独立した財務アドバイザーであるゴールドマン・サックスに、対象者の株式価値の財務分析を依頼し、ゴールドマン・サックスが作成した平成26年9月23日付けの株式価値算定書(以下、「GS算定書」といいます。)をゴールドマン・サックスより受領しております。なお、本新株予約権の買付け等の価格はGS算定書の対象には含まれておりません。平成26年9月24日時点での第二回公開買付価格である対象者の普通株式1株当たり金1,465円は、GS算定書に記載されたゴールドマン・サックスが平成26年9月22日時点で行った対象者の株式価値の財務分析を参考にしつつ、平成26年9月22日時点での対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による第二回公開買付けへの賛同の可否、及び第二回公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また、スターバックス・コーポレーション及び対象者との協議や交渉を踏まえたうえ、決定されたものです。

スターバックス・コーポレーションは、まず、対象者の経営陣がスターバックス・コーポレーションに提示した情報に基づき、対象者に関する平成26年7月から平成43年9月にかかる事業計画及び財務予測(以下、「本件財務予測」といいます。)(ゴールドマン・サックスの使用についてスターバックス・コーポレーションの了承を得ています。)を作成するとともに、第二回公開買付けに関して企図されている取引の戦略的合理性の評価を行い、また、対象者の経営陣との間で、対象者の過去・現在に及ぶ事業活動、財務状況及び将来の見込みに関する検討を行いました。

ゴールドマン・サックスは、上記のGS算定書を作成するにあたり、対象者の普通株式に対して、市場株価平均法、類似会社比較法、及びDCF法による分析を含む、財務分析を行いました。類似会社比較法、及びDCF法は、スターバックス・コーポレーションが、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測、及び公開情報に基づいております。GS算定書は、スターバックス・コーポレーション取締役会が第二回公開買付価格を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のために作成されました。ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーション又はその取締役会に対し特定の買付価格について推奨しておらず、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることについても推奨しておりません。

なお、ゴールドマン・サックスは、第一回公開買付価格については意見を求められておらず、一切分析を行っておりません。

平成26年9月23日にゴールドマン・サックスによってスターバックス・コーポレーション取締役会に対して提示された財務分析及びGS算定書には、以下の対象者の普通株式の1株当たりの価値の財務分析レンジが示されました。

(A) 市場株価平均法：1,171円～1,399円

公開情報に基づき行われた市場株価平均法では、平成26年9月22日を基準日(以下、「GS基準日」といいます。))として、対象者の普通株式のGS基準日終値(1,399円)、直近1ヶ月間の終値平均値(1,313円)、直近3ヶ月間の終値平均値(1,227円)及び直近6ヶ月間の終値平均値(1,171円)に基づいております。

(B) 類似会社比較法：930円～1,666円

類似会社比較法では、ゴールドマン・サックスは、平成26年9月22日をGS基準日として、完全に類似しているわけではないものの、分析の目的のために対象者と事業内容等が類似すると考えられる上場会社を選定し、直近の公開情報に基づいて計算される類似会社の平成26年度の予測PER倍率(以下、「PER倍率」といいます。))を検討いたしました。ゴールドマン・サックスは、この検討に基づき、スターバックス・コーポレーションが、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測にPER倍率のレンジを適用して株式価値を算出しております。

(C) DCF法：856円～1,126円

DCF法では、スターバックス・コーポレーションが、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測に基づき分析しております。対象者がGS基準日以降において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定のレンジにおける割引率により、現在価値に割り引いて株式価値を算出しております。DCF法に関連するターミナルバリューを算出するにあたり、スターバックス・コーポレーションの指示の下、ゴールドマン・サックスは、本ライセンス契約に基づき、本ライセンス契約満了時点においてスターバッ

クス・コーポレーションが対象者の資産を公正な市場価格にて取得する権利を行使することを前提としておりません。

ゴールドマン・サックスの財務分析及びG S算定書は必然的に、平成26年9月22日時点における経済状況、金融状況、市場の状況、その他の事情、及び当該日現在ゴールドマン・サックスに提供された情報のみに基づいており、ゴールドマン・サックスは、当該日以降に発生するいかなる事情、変化又は事由に基づき、その財務分析及びG S算定書を更新し、改訂し又は再確認する責任を負うものではありません。

そのうえで、公開買付者及びスターバックス・コーポレーションは、ゴールドマン・サックスが平成26年9月22日時点で行った対象者の株式価値の財務分析結果を参考にしつつ、平成26年9月22日時点での対象者の普通株式の市場株価動向、対象者による第二回公開買付けへの賛同の可否、及び第二回公開買付けの成否の見通しを、過去の発行者以外の者による株券の公開買付けの事例において公開買付価格発表時点で想定されたプレミアムの実例等も踏まえ、総合的に勘案し、また、スターバックス・コーポレーション及び対象者との協議や交渉を踏まえたうえで、平成26年9月24日、第二回公開買付価格を普通株式1株当たり金1,465円とすることに決定し、平成26年9月24日付けプレスリリースにおいてその旨公表いたしました。

なお、ゴールドマン・サックスはスターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、対象者、サザビリーリーグ及び公開買付者の関連当事者には該当せず、第二回公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有していません。また、公開買付者は本公開買付契約に基づき本新株予約権に係る公開買付けを行います。本新株予約権の買付け等の価格はゴールドマン・サックスが行った対象者の株式価値の財務分析及びG S算定書の対象には含まれておりません。

(注) G S算定書、並びに関連する財務分析については平成26年9月22日をG S基準日として、対象者の株式価値の財務分析を行ったゴールドマン・サックスから受領している当該分析を行うにあたっての前提条件、検討された事項、及び検討上の制限に関する補足説明は以下のとおりです。

ゴールドマン・サックスは考慮したいずれの要因又は財務分析についても、何ら特定の重点を置くものではありません。これに関連して、ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーションの同意の下、本件財務予測が、平成26年9月22日時点でのスターバックス・コーポレーションの経営陣の最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としました。なお、特に明記されている場合を除き、ゴールドマン・サックスがその財務分析及びG S算定書の作成において使用した定量的情報のうち市場データに基づくものは、平成26年9月22日以前の市場データに基づいており、必ずしも現在の市場の状況を示すものではありません。

ゴールドマン・サックス及びその関連会社(以下、「ゴールドマン・サックス・グループ」といいます。)は、さまざまな個人及び法人顧客のために、アドバイザー・サービス、引受業務及び融資、プリンシパル・インベストメント、セールス及び売買、リサーチ、投資マネージメント、及びその他の金融及び非金融業務並びにサービスに従事しています。ゴールドマン・サックス・グループ並びにその従業員、及びそれらが運営する、又は独自及び第三者と同時投資する、又はその他の経済的利益を保有するファンド又はその他の事業体は、第三者、スターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、サザビリーリーグ、公開買付者、対象者及びそのいずれかの関連会社の株式、デリバティブ、銀行ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップ、及びその他の金融商品、若しくは本取引に関連するいずれかの通貨及び商品につき、常に買収、売却、ホールド、又は議決権行使及びロング又はショートのポジションを持ちまた投資し、積極的に取引し又は取引をさせることがあり得ます。ゴールドマン・サックスは、本取引に関しスターバックス・コーポレーションの財務アドバイザーを務め、本取引の交渉に一定の関与をいたしました。ゴールドマン・サックスは、本取引に関するゴールドマン・サックスのサービスに対して報酬を受領することを想定している他(その報酬の主要な部分は第二回公開買付けの完了を条件としています。)スターバックス・コーポレーションは、ゴールドマン・サックスに対して、ゴールドマン・サックスの一定の経費を支払い、ゴールドマン・サックス及びその関連会社の業務に関連して生じ得る一定の責任について補償することに同意しています。また、ゴールドマン・サックス・グループは、平成25年12月に行われた公募による無担保社債(平成28年12月償還及び平成30年12月償還)の発行(総額7億5,000万米ドル)など、スターバックス・コーポレーション及びその関連会社に対して、随時ファイナンシャル・アドバイザー又は引受業務サービスを提供しており、それらに関してゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門は報酬を受領しており、また将来において受領する可能性があります。さらに、ゴールドマン・サックス・グループは、将来スターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、サザビリーリーグ、公開買付者及び対象者並びにそれらの関係会社に対してファイナンシャル・アドバイザー又は引受業務サービスを提供す

る可能性があり、ゴールドマン・サックス・グループの投資銀行部門はそれらに対する報酬を受領する可能性があります。

ゴールドマン・サックスは、当該財務分析を行う、及びG S算定書を作成するにあたり、特に本公開買付契約、本ライセンス契約、平成13年6月11日付けのサザビリーグ及びスターバックス・コーヒー・インターナショナル間の株主間契約、対象者の平成26年3月31日に終了した事業年度に至る過去3事業年度の有価証券報告書、対象者の平成26年6月30日に終了した四半期にかかる第1四半期報告書、その他の対象者による株主に対する又は一般に開示した一定のコミュニケーションの記録、スターバックス・コーポレーションが、ゴールドマン・サックスが使用することについて了承した本件財務予測について検討させて頂きました。また、ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーション及び対象者の経営陣から対象者の過去及び現在の事業、財務状況及び将来の見通しへの評価について話を聞いたほか、スターバックス・コーポレーションの経営陣から本取引の戦略的意義、及び潜在的利益について話を聞きました。上記に加え、ゴールドマン・サックスは、対象者株式の市場価格及び取引状況を検討し、対象者の財務及び株式市場に係る一定の情報を、一定の他の公開買付者の類似した情報と比較し、またゴールドマン・サックスが適切と判断したその他の調査と分析を実施し、その他の要因の検討を行いました。

ゴールドマン・サックスは、当該財務分析を行う、又はG S算定書を作成する目的のため、スターバックス・コーポレーションの同意の下、ゴールドマン・サックスに対して提供され、ゴールドマン・サックスが協議し又は検討した全ての財務、法務、規制、税務、会計、その他の情報の正確性及び完全性について、何ら独自の検証を行う責任を負うことなくこれに依拠し、これを前提としており、かかる情報に關していかなる責任を負うものではありません。これに關連して、ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーションの同意の下、本件財務予測が、当該日時点でのスターバックス・コーポレーションの経営陣の最善の予測及び判断に基づき、合理的に作成されていることを前提としました。さらに、ゴールドマン・サックスは、対象者又はその子会社の資産及び負債（偶発的なもの、派生的なもの又は貸借対照表に計上されていない資産及び負債を含みます。）について独自の評価あるいは鑑定を行っておらず、かかる評価書又は鑑定書も入手していません。また、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスの分析に大きな影響を与えるような、本取引を完了するために必要な全ての政府、規制機関その他の許認可が、対象者若しくは第二回公開買付けによって得られるであろう便益にとって意味がある負の影響を何ら与えることなく得られることを前提としています。ゴールドマン・サックスは、本取引が、本公開買付契約に規定された条項に基づいて実行され、かかる条項に關してゴールドマン・サックスの分析に実質的な効果をもたらすような影響を持つ放棄又は修正がないことを前提としています。

また、ゴールドマン・サックスによる財務分析、及びG S算定書は、本取引を行うに際してのスターバックス・コーポレーションの経営上の意思決定やスターバックス・コーポレーションがとりうる他の戦略的手段と比較した場合における本取引の利点について見解を示すものでもなく、いかなる法務、規制上、税務又は会計事項についての見解を示すものでもありません。また、本公開買付契約、若しくは本取引におけるその他のいかなる条項若しくは事象、又は本公開買付契約において企図されている、若しくは、本取引に關連して締結若しくは、修正されるその他全ての契約若しくは法的文書におけるいかなる条項若しくは事象（スターバックス・コーポレーションの本取引の完了後の義務、スターバックス・コーポレーションの各所有証券の保有者、債権者、その他の利害関係者にとっての本取引又は本公開買付契約に關連して受領される対価の公正性を含みますがこれらに限られません。）本取引に關連して、スターバックス・コーポレーション、サザビリーグ、及び対象者の役員、取締役、従業員等に対して支払われる又は支払うべきあらゆる報酬の金額又は性質、本公開買付契約に基づいて行われる第二回公開買付け又はその他の取引において支払われる公開買付価格の公正性について、ゴールドマン・サックスは、見解を示すものではありません。ゴールドマン・サックスは、対象者若しくはスターバックス・コーポレーションの普通株式のいかなる時点の取引価格についても一切見解を示すものではありません。また、本取引により企図される取引が、スターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、サザビリーグ、公開買付者、ないし対象者の支払能力又はその存続能力、若しくはスターバックス・コーポレーション、スターバックス・コーヒー・インターナショナル、エスシーアイ・ベンチャーズ、サザビリーグ、公開買付者、又は対象者がその債務について期限が到来した場合に支払う能力に対して与える影響についての見解を示すものではありません。ゴールドマン・サックスの第二回公開買付けに係るアドバイザー・サービスと分析は、スターバックス・コーポレーションの取締役会が第二回公開買付価格を検討するにあたり、情報を提供し支援する目的のために行われるものです。ゴールドマン・サックスは、スターバックス・コーポレーション若しくはその取締役会に対し特定の買付価格について推奨したのではなく、また特定の買付価格が唯一の適切な買付価格であることについて推奨したものでもありません。また、ゴールドマン・サックスの分析は、スターバックス・コーポレーションが公開買付者を通して第二回公開買付けを実施すべきか否かに関して推奨を行うものではありません。

ゴールドマン・サックスの財務分析及びG S算定書について、その一部分の抽出又は要約説明は必ずしも適切ではありません。その分析及びG S算定書を全体として考慮することなく一部分の分析結果又は本書における如何なる要約等を選択す

ることは、ゴールドマン・サックスの財務分析及びGS算定書の基礎をなす過程についての不完全な理解をもたらすおそれがあります。ゴールドマン・サックスは考慮したいずれの要因又は財務分析についても、何ら特定の重点を置くものではありません。

第二回公開買付価格である1株当たり1,465円は、公開買付者による本基準日のジャスダックにおける対象者の普通株式の終値1,399円に対して4.7%、本基準日までの過去1ヶ月間の終値平均値1,313円に対して11.6%、本基準日までの過去3ヶ月間の終値平均値1,227円に対して19.4%、本基準日までの過去6ヶ月間の終値平均値1,171円に対して25.1%のプレミアムを加えた金額となります。

() 本新株予約権

本新株予約権における対象者の普通株式1株当たりの行使価額(306.50円)は第二回公開買付価格を下回っています。そこで、公開買付者は、本新株予約権に係る買付け等の価格を、第二回公開買付価格である1,465円と本新株予約権の対象者の普通株式1株当たりの行使価額との差額に当該新株予約権1個の目的となる普通株式の数である100を乗じた金額である115,850円と決定いたしました。

本新株予約権は、対象者の従業員に発行されたものです。本新株予約権は、平成25年10月1日付けの1株を100株とする株式分割により、100株単位で行使されます。本新株予約権の譲渡は禁止されているため、本新株予約権を譲渡するには、譲渡可能となるよう新株予約権割当契約書を変更することについて、対象者から承認を得る必要があります。本新株予約権を譲渡可能とする旨契約書を変更した場合には、本新株予約権の税務上の取扱いが変更されます。対象者は、新株予約権者が第二回公開買付けに応募するために新株予約権割当契約書の変更を要請する場合には、当該変更を承認する予定とのことです。

(5) 買付代金 84,318,322,500円

(注) 本公開買付けにおける買付予定数(87,376,500株)に、1株当たりの第一回公開買付価格(965円)を乗じた金額です。なお、サザビリーグ所有株式のみが第一回公開買付けに応募され、残りの株券等がすべて第二回公開買付けに応募された場合、買付代金は最大で99,506,572,500円です。

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする証券会社・銀行等の名称及び本店の所在地
S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

決済の開始日

第一回公開買付け：平成26年10月31日(金曜日)

(注) 法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、平成26年11月14日(金曜日)となり、この場合、第二回公開買付けの開始日にも影響を与えることとなります。

第二回公開買付け：平成26年12月29日(月曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人(下記「(9) 公開買付代理人」で定義します。)から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。

株券等の返還方法

後記「(7) その他買付け等の条件及び方法」の「法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部

を買付けないこととなった場合には、公開買付代理人は、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行われた時の状態（応募が行われた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

新株予約権については、応募に際して提出された書類を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、応募株主等（外国の居住者である新株予約権者の場合はその常任代理人）に対して郵送又は交付します。

（7）その他買付け等の条件及び方法

法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

第一回公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（57,000,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（57,000,000株）以上の場合には、応募株券等の全部の買付け等を行います。

第二回公開買付けにおいては、買付予定数に上限及び下限を設定しておりませんので、公開買付者は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下、「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イからリまでに掲げる事由に準ずる事項として、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第27条の6第1項第1号の規定により令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

（その他のS M B C 日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用がある場合には公開買付者の負担とします。

買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 公開買付開始公告日

第一回公開買付け：平成26年9月26日（金曜日）

第二回公開買付け：平成26年11月10日（月曜日）

(9) 公開買付代理人

S M B C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

以 上

本書面は、本件両公開買付けをお知らせするための書面であり、対象者の株券等の売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。本件両公開買付けのいずれかに売付けの申込みをされる際は、必ず申込みをされる公開買付けに関する公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本書面は、有価証券に係る売却若しくは購入の申込み又は売却若しくは購入の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本書面（若しくはその一部）又はその配布の事実が、第一回公開買付け又は第二回公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本件両公開買付けは、日本法で定められた手続き及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続き及び基準は米国における手続き及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第13条（e）項又は第14条（d）項及びこれらの条項に基づく規則は本件両公開買付けには適用されず、本件両公開買付けはこれらの手続き及び基準に沿ったものではありません。

本件両公開買付けのいずれか又は双方に関するすべての手続きは、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本件両公開買付けのいずれか又は双方に関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との

間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本書面に含まれる対象者の財務情報は日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則とは大きく異なる可能性があります。

本書面は、スターバックス・コーポレーション、公開買付者その他スターバックス・コーポレーションの関連会社及び対象者の計画、見直しなどの将来に関する記述が含まれております。これらの将来に関する記述は将来の業績を保証するものではなく、また、既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、これらの会社における実際の結果、業績、財務状況等が、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。これらの将来に関する記述は、「考えます」、「期待します」、「見込みます」、「計画します」、「意図します」、「はずです」、「するつもりです」、「予測します」、「将来」、その他これらと同様の表現、又は特に「戦略」、「目標」、「計画」、「意図」などに関する説明という形で示されています。様々な要因によって、実際の結果が本書面で述べられている将来に関する記述と大きく異なる可能性があります。かかる要因としては、(i) 公開買付者及び対象者が本件両公開買付けの条件の全部又は一部に合意できないこと、(ii) 本取引に関して必要な株主の承認が得られないことその他何らかの理由により本取引が実施できない可能性、(iii) 関係者に適用される法令、政策、会計基準の変更その他関係者の事業環境の変更、(iv) 事業戦略を実施する上での課題、(v) 金融の不安定その他経済・業界環境の変化が及ぼす影響、(vi) 本件両公開買付けによってもたらされる利益の実現が困難になること、(vii) 本件両公開買付けの完了に関するその他のリスクが含まれますが、これらに限定されるものではありません。投資家の皆様におかれましては、スターバックス・コーポレーション、公開買付者その他スターバックス・コーポレーションの関連会社及び対象者の今後のお知らせをご参照ください。

公開買付者の財務アドバイザー及び公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、日本及び米国の証券取引関連法制上許容される範囲で、本件両公開買付けの開始前又は本件両公開買付けにおける買付け等の期間中に、自己又は顧客の勘定で、対象者の株式又は新株予約権を取得し又は取得に向けた行為を行う場合があります。かかる取得は、市場価格での市場取引の形態又は相対の交渉で決まる価格での市場外取引の形態をとる場合があります。